

令和 7 年第 3 回

小松市議会定例会議案

令和 7 年 (2025 年) 6 月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第37号	令和7年度小松市一般会計補正予算（第1号）……………	1
議案第38号	令和7年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第1号）……………	7
議案第39号	令和7年度小松市水道事業会計補正予算（第1号）……………	11
議案第40号	令和7年度小松市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	13
議案第41号	小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第42号	小松市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について…	21
議案第43号	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第44号	小松市税条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第45号	小松市民センター条例の一部を改正する条例について……………	39
議案第46号	小松市企業立地促進及び都市機能向上に関する条例の一部を改正する条例について……………	43
議案第47号	小松市企業立地促進及び都市機能向上のための市税の課税の特例に関する条例について……………	49
議案第48号	小松市都市公園条例等の一部を改正する条例について……………	51
議案第49号	小松市教育研究センター条例の一部を改正する条例について……………	55
議案第50号	小松市スポーツ賞条例の一部を改正する条例について……………	57
議案第51号	特定事業契約について……………	59
議案第52号	工事請負契約について……………	61
議案第53号	財産の取得について……………	63
議案第54号	専決処分の承認を求めることについて……………	65
報告第2号	令和6年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書……………	107
報告第3号	令和6年度小松市一般会計事故繰越し繰越計算書……………	111
報告第4号	令和6年度小松市水道事業会計予算繰越計算書……………	113

報告第5号	令和6年度小松市水道事業会計予算繰越計算書……………	115
報告第6号	令和6年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書……………	117
報告第7号	令和6年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算繰越計算書……………	119
報告第8号	専決処分の報告について……………	121
報告第9号	法人の経営状況の報告について……………	135
報告第10号	法人の経営状況の報告について……………	147
報告第11号	法人の経営状況の報告について……………	159
報告第12号	法人の経営状況の報告について……………	179

議案第37号

令和7年度小松市一般会計補正予算 (第1号)

令和7年度小松市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,760,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	11,033,007	346,075	11,379,082
	2 国庫補助金	4,062,662	346,075	4,408,737
17	県支出金	4,766,222	1,150	4,767,372
	3 県委託金	407,578	1,150	408,728
19	寄附金	606,002	700	606,702
	1 寄附金	606,002	700	606,702
20	繰入金	969,522	445,400	1,414,922
	1 基金繰入金	904,167	445,400	1,349,567
21	繰越金	1	24,475	24,476
	1 繰越金	1	24,475	24,476
23	市債	4,001,300	132,500	4,133,800
	1 市債	4,001,300	132,500	4,133,800
歳 入 合 計		53,810,000	950,300	54,760,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,019,652	402,815	5,422,467
	1 総務管理費	4,136,898	402,815	4,539,713
3	民生費	19,954,916	1,850	19,956,766
	1 社会福祉費	8,940,516	200	8,940,716
	2 児童福祉費	10,080,496	500	10,080,996
	4 災害救助費	41,000	1,150	42,150
4	衛生費	3,234,203	25,867	3,260,070
	1 保健衛生費	1,265,901	12,067	1,277,968
	2 環境対策費	1,331,691	11,400	1,343,091
	3 水道費	51,963	2,400	54,363
6	農林水産業費	1,237,026	5,500	1,242,526
	1 農業費	890,100	5,500	895,600
7	商工費	1,004,458	344,400	1,348,858
	1 商工費	1,004,458	344,400	1,348,858
8	土木費	6,306,346	26,000	6,332,346
	4 都市計画費	944,348	16,000	960,348
	6 飛行場費	480,966	10,000	490,966
9	消防費	1,891,234	111,008	2,002,242
	1 消防費	1,891,234	111,008	2,002,242
10	教育費	8,863,963	32,860	8,896,823
	1 教育総務費	1,602,034	9,000	1,611,034
	4 高等学校費	481,525	2,000	483,525
	6 保健体育費	2,125,857	21,860	2,147,717
歳 出 合 計		53,810,000	950,300	54,760,300

第2表 地方債補正

(追 加)

(単位千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
デジタル地域 通貨活用 事業費	6,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率）	借入先の融資条件に よる。 ただし、財政の状況 により償還年限を短 縮し、繰上償還をな し、又は借換えをす ることができる。
予防接種デジ タル 費	3,200			
農山村活性化 支 援 費	4,900			
防災行政無線 運 営 費	6,700			
防 災 体 制 強 化 費	2,500			
計	23,400			

(変 更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公園施設リ ニューアル費	10,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直 し後の利率）	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	17,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直 し後の利率）	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
消防署・所施 設 整 備 費	34,800				36,400			
消防団活動拠 点施設整備費	10,200				18,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
中消防署西出張所整備費	14,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、 財政の状況 により償還 年限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	105,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、 財政の状況 により償還 年限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
末広体育館 改修費	44,700				47,100			
計	4,001,300				4,110,400			

令和7年度小松市産業団地事業特別会
計補正予算（第1号）

令和7年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ910,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,186,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 市債		276,200	910,000	1,186,200
	1 市債	276,200	910,000	1,186,200
歳 入 合 計		276,800	910,000	1,186,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	土地区画整理費	89,700	910,000	999,700
	1 土地区画整理費	89,700	910,000	999,700
歳 出 合 計		276,800	910,000	1,186,800

第2表 地方債補正

(変 更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法
土 地 区 画 整 理 費	89,700	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	999,700	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
計	276,200				1,186,200			

議案第39号

令和7年度小松市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度小松市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度小松市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入、支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,677,700千円	2,400千円	2,680,100千円
第2項 営業外収益	300,376千円	2,400千円	302,776千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,404,400千円	2,400千円	2,406,800千円
第1項 営業費用	2,290,271千円	2,400千円	2,292,671千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,047,100千円」を「1,048,000千円」に、当年度分損益勘定留保資金「479,669千円」を「490,070千円」に改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「78,481千円」を「68,980千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	350,800千円	38,300千円	389,100千円
第1項 水道負担金	210,404千円	30,000千円	240,404千円
第2項 企業債	123,400千円	8,300千円	131,700千円
	支	出	

第1款 資本的支出 1,397,900千円 39,200千円 1,437,100千円
 第1項 建設改良費 1,043,164千円 39,200千円 1,082,364千円

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

(補正前)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業	123,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	123,400			

(補正後)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業	131,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	131,700			

(他会計からの補助金)

第4条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額
 「35,077千円」を「37,477千円」に改める。

議案第40号

令和7年度小松市下水道事業会計補正 予算（第1号）

第1条 令和7年度小松市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度小松市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の管渠費7,800千円の財源にあてるため、企業債3,900千円を借り入れる。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	3,958,600千円	3,900千円	3,962,500千円
第2項 営業外収益	1,212,895千円	3,900千円	1,216,795千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	4,537,000千円	7,800千円	4,544,800千円
第1項 営業費用	3,739,141千円	7,800千円	3,746,941千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,375,400千円」を「1,371,500千円」に、当年度分損益勘定留保資金「980,149千円」を「976,249千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	5,953,400千円	3,900千円	5,957,300千円
第1項 企業債	4,132,550千円	3,900千円	4,136,450千円

第3条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

(補正前)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業債	1,360,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
流域下水道事業債	26,000			
農業集落排水事業債	90,200			
下水道事業借換債	579,150			
資本費平準化債	1,654,100			
下水道事業特例債	145,200			
災害復旧事業費	277,000			
計	4,132,550			

(補正後)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公共下水道 事業債	1,364,800	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内（た だし、利率見直し方 式で借り入れる資 金について、利率 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率）	借入先の融資条件 による。ただし、 財政の状況により 償還年限を短縮し 、繰上償還をなし 、又は借換えをす ることができる。
流域下水道 事業債	26,000			
農業集落 排水事業債	90,200			
下水道事業 借換債	579,150			
資本費 平準化債	1,654,100			
下水道事業 特例債	145,200			
災害復旧 事業費	277,000			
計	4,136,450			

議案第41号

小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成30年小松市条例第36号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払) 第8条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7円73銭</u> を超える場合には、 <u>7円73銭</u> ）に当該選挙運動用ビ	(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払) 第8条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8円38銭</u> を超える場合には、 <u>8円38銭</u> ）に当該選挙運動用ビ

ラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第11条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数があ

ラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第11条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が586円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数があ

る場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動に係る公費負担の限度額）

第12条 [略]

- (1) [略]
- (2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超え

る場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動に係る公費負担の限度額）

第12条 [同左]

- (1) [同左]
- (2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超え

る場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額 (3) [略]	る場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額 (3) [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第42号

小松市選挙公報の発行に関する条例の 一部を改正する条例について

小松市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正 する条例

小松市選挙公報の発行に関する条例（昭和51年小松市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(選挙公報の配布) 第5条 [略] [新設]	(選挙公報の配布) 第5条 [同左] <u>2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに行う配布のほか、これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方</u>

	<u>法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより，選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。</u>
--	--

備考	この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。
----	----------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の小松市選挙公報の発行に関する条例の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し，施行日の前日までに告示された選挙については，なお従前の例による。

議案第43号

特別職の職員等で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例について

特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年小松市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(報酬の支給方法) 第3条 [略] 第4条 報酬の支給日は、月額報酬 にあつてはその月の21日、 <u>日額報酬</u> <u>にあつては職務に従事した日</u> _____, 回数にか かる報酬にあつては毎月2回のあ らかじめ市長が定めた日、年額報酬 にあつては毎年度末月中の日と する。ただし、月額報酬の支給日 が休日、日曜日又は土曜日に当た るときは、その日前において、そ	(報酬の支給方法) 第3条 [同左] 第4条 報酬の支給日は、月額報酬 にあつてはその月の21日、 <u>日額報酬</u> <u>にあつては職務に従事した日以</u> <u>後の市長が指定した日</u> 、回数にか かる報酬にあつては毎月2回のあ らかじめ市長が定めた日、年額報酬 にあつては毎年度末月中の日と する。ただし、月額報酬の支給日 が休日、日曜日又は土曜日に当た るときは、その日前において、そ

の日に最も近い休日，日曜日又は土曜日でない日とする。

別表（第2条関係）

区分	報酬の額	費用弁償
[略]		
選挙長	1日につき <u>10,800</u>	[略]
開票管理者	1日につき <u>10,800</u>	
投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800</u>	
期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>11,300</u>	
選挙立会人及び開票立会人	1日につき <u>8,900</u>	
投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900</u> 以内	
期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>9,600</u> 以内	

備考 報酬の額が日額7,200円の附属機関の構成員その他の特別職の職員等で，審議，調査又は会議等に要した時間が4時間以下

の日に最も近い休日，日曜日又は土曜日でない日とする。

別表（第2条関係）

区分	報酬の額	費用弁償
[同左]		
選挙長	1日につき <u>12,200</u>	[同左]
開票管理者	1日につき <u>12,200</u>	
投票所の投票管理者	1日につき <u>14,500</u>	
期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800</u>	
選挙立会人及び開票立会人	1日につき <u>10,100</u>	
投票所の投票立会人	1日につき <u>12,400</u> 以内	
期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900</u> 以内	

備考 報酬の額が日額7,200円の附属機関の構成員その他の特別職の職員等で，審議，調査又は会議等に要した時間が4時間以下

であった場合は、報酬の額を日
額4,100円とする。

であった場合は、報酬の額を日
額4,100円とし、投票所の投票立
会人及び期日前投票所の投票立
会人において公職選挙法（昭和
25年法律第100号）第40条第1項
及び第48条の2第6項の規定に
より投票所の開閉時刻を繰り上
げ若しくは繰り下げする場合の
報酬の額は、それぞれの報酬額
を投票時間で除して得た額に、
職務に従事した時間を乗じて得
た額とする。

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

小松市税条例の一部を改正する条例について

小松市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(公示送達) 第19条 <u>法第20条の2の規定による公示送達は、小松市公告式条例（昭和39年小松市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u>	(公示送達) 第19条 <u>法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を小松市公告式条例（昭和39年小松市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示</u>

(所得控除)

第34条の3 所得割の納税義務者が
法第314条の2第1項各号のいずれ
かに掲げる者に該当する場合には
、同条第1項及び第3項から第11
項までの規定により雑損控除額、
医療費控除額、社会保険料控除額
、小規模企業共済等掛金控除額、
生命保険料控除額、地震保険料控
除額、障害者控除額、寡婦控除額
、ひとり親控除額、勤労学生控除
額、配偶者控除額、配偶者特別控
除額又は扶養控除額

_____を、前年の合計所得金額
が2,500万円以下である所得割の納
税義務者については、同条第2項
、第6項及び第11項の規定により
基礎控除額をそれぞれその者の前
年の所得について算定した総所得
金額、退職所得金額又は山林所得
金額から控除する。

2 [略]

(市民税の申告)

したものの閲覧をすることができ
る状態に置く措置をとることによ
ってするものとする。

(所得控除)

第34条の3 所得割の納税義務者が
法第314条の2第1項各号のいずれ
かに掲げる者に該当する場合には
、同条第1項及び第3項から第11
項までの規定により雑損控除額、
医療費控除額、社会保険料控除額
、小規模企業共済等掛金控除額、
生命保険料控除額、地震保険料控
除額、障害者控除額、寡婦控除額
、ひとり親控除額、勤労学生控除
額、配偶者控除額、配偶者特別控
除額、扶養控除額又は特定親族特
別控除額を、前年の合計所得金額

が2,500万円以下である所得割の納
税義務者については、同条第2項
、第6項及び第11項の規定により
基礎控除額をそれぞれその者の前
年の所得について算定した総所得
金額、退職所得金額又は山林所得
金額から控除する。

2 [同左]

(市民税の申告)

第39条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金

第39条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則
_____第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金

額が95万円以下であるものに限る。
）で控除対象配偶者に該当しない
ものに係るものを除く。）若しくは
は法第314条の2第4項に規定する
扶養控除額

_____の控除又はこれらと
併せて雑損控除額若しくは医療費
控除額の控除，法第313条第8項に
規定する純損失の金額の控除，同
条第9項に規定する純損失若しく
は雑損失の金額の控除若しくは第
37条の規定により控除すべき金額
（以下この条において「寄附金税
額控除額」という。）の控除を受
けようとするものを除く。以下，
この条において「給与所得等以外
の所得を有しなかった者」という。
）及び第26条第2項に規定する者
（施行規則第2条の2第1項の表
の上欄の(2)に掲げる者を除く。）
については，この限りでない。

額が95万円以下であるものに限る。
）で控除対象配偶者に該当しない
ものに係るものを除く。），法第
314条の2第4項に規定する扶養控
除額若しくは特定親族特別控除額

（特定親族（同条第1項第12号に
規定する特定親族をいう。第39条
の3の2第1項第3号及び第39条
の3の3第1項において同じ。）
（前年の合計所得金額が85万円以
下であるものに限る。）に係るも
のを除く。）の控除又はこれらと
併せて雑損控除額若しくは医療費
控除額の控除，法第313条第8項に
規定する純損失の金額の控除，同
条第9項に規定する純損失若しく
は雑損失の金額の控除若しくは第
37条の規定により控除すべき金額
（以下この条において「寄附金税
額控除額」という。）の控除を受
けようとするものを除く。以下，
この条において「給与所得等以外
の所得を有しなかった者」という。
）及び第26条第2項に規定する者
（施行規則第2条の2第1項の表
の上欄の(2)に掲げる者を除く。）
については，この限りでない。

2～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第39条の3の2 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族 の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第39条の3の3 所得税法第203条の

6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一する配偶者(退職手当等(第56条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに

2～9 [同左]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第39条の3の2 [同左]

(1)・(2) [同左]

(3) 扶養親族又は特定親族 の氏名

(4) [同左]

2～6 [同左]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第39条の3の3 所得税法第203条の

6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第56条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに

限る。)をいう。第2号において
同じ。)又は扶養親族(年齢16歳
未満の者又は控除対象扶養親族で
あって退職手当等に係る所得を有
する者に限る。) _____

を有する者(以下この条において
「公的年金等受給者」という。)
で市内に住所を有するものは、当
該申告書の提出の際に經由すべき
所得税法第203条の6第1項に規定
する公的年金等の支払者(以下こ
の条において「公的年金等支払者
」という。)から毎年最初に公的
年金等の支払を受ける日の前日ま
でに、施行規則で定めるところに
より、次に掲げる事項を記載した
申告書を、当該公的年金等支払者
を經由して、市長に提出しなければ
ならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族 _____ の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

附 則

限る。)をいう。第2号において
同じ。)又は扶養親族(年齢16歳
未満の者又は控除対象扶養親族で
あって退職手当等に係る所得を有
する者に限る。) 若しくは特定親
族(退職手当等に係る所得を有す
るものであって、合計所得金額が
85万円以下であるものに限る。)

を有する者(以下この条において
「公的年金等受給者」という。)
で市内に住所を有するものは、当
該申告書の提出の際に經由すべき
所得税法第203条の6第1項に規定
する公的年金等の支払者(以下こ
の条において「公的年金等支払者
」という。)から毎年最初に公的
年金等の支払を受ける日の前日ま
でに、施行規則で定めるところに
より、次に掲げる事項を記載した
申告書を、当該公的年金等支払者
を經由して、市長に提出しなければ
ならない。

(1)・(2) [同左]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [同左]

2～5 [同左]

附 則

[新設]

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

[新設]

第32条 令和8年4月1日以後に第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の受渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第95条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第96条の2の規定により製造たばことみなされるものも含む。以下この条において同じ。）に係る第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第95条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

[新設]

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行

[新設]

[新設]

規則附則第8条の4の2に規定
するところにより直接加熱する
ことによって喫煙の用に供され
るものに限る。) 当該加熱式
たばこの重量（フィルターその
他の施行規則附則第8条の4の
3に規定するものに係る部分の
重量を除く。以下この項から第
3項までにおいて同じ。）の
0.35グラムをもって紙巻たばこ
の1本に換算する方法。ただし
、当該加熱式たばこの1本当た
りの重量が0.35グラム未満であ
る場合にあっては、当該加熱式
たばこの1本をもって紙巻たば
この1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱
式たばこ 当該加熱式たばこの
重量の0.2グラムをもって紙巻た
ばこの1本に換算する方法。た
だし、当該加熱式たばこの品目
ごとの1個当たりの重量が4グ
ラム未満である場合にあっては
、当該加熱式たばこの品目ごと
の1個をもって紙巻たばこ20本
に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこ

[新設]

のうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻きたばこの本数に換算する方法により行うものとする。

[新設]

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

[新設]

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第96条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

[新設]	(2) <u>第 1 項第 2 項に掲げる加熱式たばこ（第96条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の 3、第39条の 2 第 1 項ただし書、第39条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第39条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日
- (2) 附則第31条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 第19条の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第12号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の小松市税条例（以下「新条例」という。）第 19 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第34条の 3 及び同条例第39条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第39条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。同条例第39条の3の2第1項第3号及び同条例第39条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第39条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第39条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第39条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の小松市税条例（以下「旧条例」という。）第39条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第39条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第39条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第39条の3の3第1項の規定による申請書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第39条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第32条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新条例第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに

係る同条例第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び同条例附則第32条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 新条例第97条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（同条例附則第32条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第32条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第45号

小松市民センター条例の一部を改正する条例について

小松市民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市民センター条例の一部を改正する条例

小松市民センター条例（昭和59年小松市条例第6号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
（使用料） 第12条 <u>市長は、使用者から別表第1及び別表第2に定める使用料並びに規則で定める附属設備等使用料を徴収する。ただし、本市に住所を有する中学生以下及び満65歳以上の者が個人で使用するときは、テニスコートの利用に係る使用料を徴収しない。</u> 2 [略] （使用料の徴収時期） 第12条の2 <u>使用料は、第8条の規定により使用を許可する際に徴収する。ただし、国又は地方公共団体その他これに類する団体の使用</u>	（使用料） 第12条 <u>市長は、使用者から別表第1及び別表第2に定める使用料並びに規則で定める附属設備等使用料を徴収する。</u> 2 [同左] （使用料の徴収時期） 第12条の2 <u>使用料は、第8条の規定により使用を許可する際に徴収する。</u>

に係る場合で，市長が特にやむを得ないと認めるときは，利用後において徴収することができる。

[新設]

2 前項の規定にかかわらず，国又は地方公共団体その他これに類する団体の利用に係る場合のほか，市長が必要と認めるときは，使用後において徴収することができる。

別表第2（第12条関係）

施設名				使用料の額（円）	
				）	
				昼間 （午前 9時から午後 5時まで）	夜間 （午後 5時から午後 9時まで）
屋外運動場	多目的広場	専用（片面1時間当たり）	高校生以下	300	600
			一般	500	1,000
	テニスコート	個人（1回2時間以内）	高校生以下	100	
			一般	200	
		照明（1面1時間当たり）		200	

別表第2（第12条関係）

施設名				使用料の額（円）	
				└	
				昼間 （午前 9時から午後 5時まで）	夜間 （午後 5時から午後 9時まで）
屋 外 運 動 場	多 目 的 広 場	専用 （片 面1 時間 当 り）	高 校 生 以 下	300	600
			二 般	500	1,000

備考	〔略〕	備考	〔同左〕
備考	この表中〔 〕及び〔 〕中の記載並びに付した下線は，注記である。		

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第12条及び別表第2の改正規定は，令和7年9月1日から施行する。

議案第46号

小松市企業立地促進及び都市機能向上 に関する条例の一部を改正する条例に ついて

小松市企業立地促進及び都市機能向上に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市企業立地促進及び都市機能向上に関する条 例の一部を改正する条例

小松市企業立地促進及び都市機能向上に関する条例（平成19年小松市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第1条 この条例は、<u>本市における企業立地の促進を図るため必要な助成を行うことにより産業振興及び雇用拡大を図り、並びに都市機能の向上を図るため必要な助成を行うことにより魅力ある都市基盤の形成による定住人口及び交流人口の拡大を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。</u> （用語の意義） 第2条 [略]	（目的） 第1条 この条例は、<u>本市における企業立地の促進及び都市機能の向上を図るため、固定資産税の課税の特例のほか必要な助成を行うことにより、産業振興及び雇用拡大並びに</u><u>魅力ある都市基盤の形成による定住人口及び交流人口の拡大を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。</u> （用語の意義） 第2条 [同左]

(1)・(2) [略]

(3) 新規雇用者 事業者が事業所の新設又は増設することに伴い，常時使用する従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に限る。）として新たに採用された者をいう。

(4) [略]

（助成の対象経費）

第3条 市長は、次に掲げる経費で

_____市長が別に定める基準に該当するものについて、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

(1) 対象地区において、事業所を新設又は増設するために要する経費

(2) 事業所の環境保全整備に係る事業で市長が別に定めるものに要する経費

(3) 事業所の緑化整備に要する経費

(4) 新規雇用者の雇用に要する経費

2 前項各号に定める対象経費の額，限度額，その他交付に係る要件

(1)・(2) [同左]

[削除]

(3) [同左]

（助成の対象経費）

第3条 市長は、事業者が対象地区

において、事業所を新設又は増設するために要する経費で市長が別に定める基準に該当するものについて、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

2 前項に定める対象経費の額，限度額，その他交付に係る要件

については、市長が別に定める。

[新設]

[新設]

[新設]

については、市長が別に定める。

(市税の課税免除)

第3条の2 市長は、事業者が対象地区において、別に定める基準に掲げる事業の用に供するために取得した固定資産に係る固定資産税について、市長が別に定める基準に該当する場合、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により課税を免除することができる。

2 前項の規定を受ける者のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項又は第7項による承認地域経済牽引事業計画に従って、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設を市内に設置した者の課税の免除を行おうとする場合、法に基づき地方税法第6条の規定により固定資産税の課税を免除したものとみなす。

[新設]

(助成の適用認定等)

第4条 前条第1項の助成を受けようとする事業者

_____は、あらかじめ、市長に申請して、助成の適用を受けるための審査を受けなければならない。

2 前項の審査により助成の適用認定 _____ (以下「適用認定」という。)を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、助成金の交付 _____を受けようとするときは、市長に申請をしなければならない。

3 事業者が小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例(平成28年小松市条例第10号)第3条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、同項に規定する固定資産税の課税の免除等の適用を受ける場合においては、前2項の規定は、適用しない。

(助成の適用認定等)

第4条 第3条第1項の助成及び第3条の2第1項の市税の課税免除を受けようとする事業者は、あらかじめ、市長に申請して、助成の適用を受けるための審査を受けなければならない。

2 前項の審査により助成及び市税の課税免除の適用認定 (以下「適用認定」という。)を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、助成金の交付及び市税の課税免除を受けようとするときは、市長に申請をしなければならない。

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(助成等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の小松市企業立地促進及び都市機能向上に関する条例に基づき助成の適用の認定を受けた事業者の当該認定に係る助成等については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めのある場合を除き、この条例による改正後の小松市企業立地促進及び都市機能向上に関する条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第47号

小松市企業立地促進及び都市機能向上 のための市税の課税の特例に関する条 例について

小松市企業立地促進及び都市機能向上のための市税の課税の特例に関する条例を次のように制定する。

小松市企業立地促進及び都市機能向上のための市税 の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、小松市企業立地促進及び都市機能向上に関する条例（平成19年条例第30号。以下「条例」という。）第3条の2の規定に基づき、本市の区域内に工場、事業所若しくは施設を新設、又は増設し本市産業の振興に係る事業を行う者の当該事業の用に供する固定資産に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、条例第4条第2項に規定する助成及び市税の課税免除の適用認定を受けた事業者が取得した固定資産のうち、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税について、これを免除することができる。

2 前項に規定する課税免除の期間は、新たに固定資産税を課することとなった年度から起算して3年以内とする。

(課税免除の申請)

第3条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、課税免除の決定をするものとする。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除の決定を取り消すものとする。

- (1) 条例第4条第2項に規定する市税の課税免除を受ける根拠となった事業を廃止し、若しくは休止したとき又は休止の状況にあると認められるとき。
- (2) 課税免除の申請に偽りそのほか不正の行為があったとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第48号

小松市都市公園条例等の一部を改正する条例について

小松市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市都市公園条例等の一部を改正する条例

(小松市都市公園条例の一部改正)

第1条 小松市都市公園条例（昭和32年小松市条例第12号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の徴収時期) 第10条の3 [略] 第10条の4 <u>第10条の2に規定する使用料は、第7条の規定により使用を許可する際に徴収する。ただし、国又は地方公共団体その他これに類する団体の利用に係る場合で、市長が特にやむを得ないと認めるときは、使用後において徴収することができる。</u> [新設]	(使用料の徴収時期) 第10条の3 [同左] 第10条の4 <u>第10条の2に規定する使用料は、第7条の規定により使用を許可する際に徴収する。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体その他これに類する団体の利用に係る場合のほか、市長が必要と認めるときは、使用</u>

	<u>後において徴収することができる。</u>
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

(小松市スポーツ施設条例の一部改正)

第2条 小松市スポーツ施設条例（昭和53年小松市条例第24号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の徴収時期) 第7条の2 <u>使用料は、第3条の規定により使用を許可する際に徴収する。ただし、国又は地方公共団体その他これに類する団体の利用に係る場合で、市長が特にやむを得ないと認めるときは、使用後において徴収することができる。</u> [新設]	(使用料の徴収時期) 第7条の2 <u>使用料は、第3条の規定により使用を許可する際に徴収する。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体その他これに類する団体の利用に係る場合のほか、市長が必要と認めるときは、使用後において徴収することができる。</u>
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

(こまつドーム条例の一部改正)

第3条 こまつドーム条例（平成8年小松市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の徴収時期) 第10条の2 <u>使用料は、第5条の規定により利用を承認する際に徴収</u>	(使用料の徴収時期) 第10条の2 <u>使用料は、第5条の規定により利用を承認する際に徴収</u>

する。ただし，国又は地方公共団体その他これに類する団体の利用に係る場合で，市長が特にやむを得ないと認めるときは，利用後において徴収することができる。

[新設]

する。

2 前項の規定にかかわらず，国又は地方公共団体その他これに類する団体の利用に係る場合のほか，市長が必要と認めるときは，使用後において徴収することができる。

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第49号

小松市教育研究センター条例の一部を 改正する条例について

小松市教育研究センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市教育研究センター条例の一部を改正する条例

小松市教育研究センター条例（平成11年小松市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 [略] 名称 小松市教育研究センター 位置 <u>小松市小馬出町1番地</u> (運営委員会)	(名称及び位置) 第2条 [同左] 名称 小松市教育研究センター 位置 <u>小松市小馬出町91番地</u> [削除]
第5条 <u>センターに、その運営に関し基本的な事項を審議するため小松市教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</u>	[削除]
<u>2 運営委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は10人以内とし、小松市教育委員会が委嘱する。</u>	[削除]
<u>3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とす</u>	[削除]

る。	
(委任)	(委任)
第6条 [略]	第5条 [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。	

附 則

この条例は，小松市教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第50号

小松市スポーツ賞条例の一部を改正する条例について

小松市スポーツ賞条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市スポーツ賞条例の一部を改正する条例

小松市スポーツ賞条例（昭和41年小松市条例第36号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(授賞の決定及び方法) 第4条　〔略〕 2 <u>授賞は、個人については表彰状及びスポーツ章、団体については表彰状を贈り、いずれも表彰額を末広体育館に常に掲げて顕彰する。</u>	(授賞の決定及び方法) 第4条　〔同左〕 2 <u>市長は、表彰状及びスポーツ賞を贈り、顕彰する。</u>
備考　この表中〔 〕及び〔 〕中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

特定事業契約について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により，次のとおり特定事業契約を締結する。

- 1 事業名 小松市宮本江町地域優良賃貸住宅整備事業
- 2 事業場所 小松市本江町へ52番地
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 地域優良賃貸住宅の整備（支出）
金258,456,000円
上記金額に，特定事業契約書の定める方法により算定した物価変動による増減額及び法令変更による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額
- 5 契約の相手方
代表企業 金沢市鞍月5丁目57番地
大和ハウス工業株式会社北陸支社
支社長 坂東 希
構成員 小松市梯町ホ15番地1
株式会社オオミ住装
代表取締役 近江 修三
小松市白江町ト135 YSハイツ206
設計室スペースプロ
代表 川田 孝徳
小松市小馬出町35番地6
有限会社アートコレクションズ
代表取締役 堀 雅幸
- 6 主な事業内容 事業区域内の既存建物の解体，地域優良賃貸住宅の設計

，建設，所有権移転及び余剰地における分譲宅地などの整備

7 事業期間 本契約の日から当該地域優良賃貸住宅の所有権移転・引渡しに係る一切の手続が完了し，余剰地上に整備される宅地分譲開発が完了し，余剰地に設定された買戻しの特約の登記の抹消登記手続が完了し，かつ，入居者募集支援業務期間（新設住宅の所有権引渡し後5年）が終了するまで

8 事業用地 本市の行政財産を，事業期間が終了するまでの間，無償で貸し付けるもの

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市公会堂外2施設解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金368,500,000円
- 4 契約の相手方 誠和・高藤特定建設工事共同企業体
代表者 石川県小松市白江町ト10番地
誠和建設株式会社
代表取締役 南 由美子
構成員 石川県小松市戸津町ヨ29番地3
高藤建設工業株式会社
代表取締役社長 高藤 友紀

議案第53号

財産の取得について

小松市の除雪機械整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 除雪トラック |
| 2 | 取得する価格 | 金39,820,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 石川県小松市島田町チ84番地1
UDトラックス株式会社 小松カスタマーセンター
カスタマーセンター長 村上 和也 |

議案第54号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年度

専決第17号 損害賠償の額を定めることについて

専決第18号 令和6年度小松市一般会計補正予算（第9号）

専決第19号 令和6年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）

専決第20号 令和6年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第3号）

専決第21号 令和6年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算
（第3号）

専決第22号 小松市税条例の一部を改正する条例

専決第23号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例

専決第17号

専 決 処 分 書

次の事項について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，専決処分する。

令和7年3月25日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和6年12月26日発生の事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金558,019円
- 3 事故の概要 令和6年12月26日午後6時40分頃、大川町三丁目60番地先の市道上に設置されているカーブミラーの支柱が腐食により根元から倒れ、市道大川町一丁目2号線を梯川方面に走行中の車両に接触し、フロントガラス等を損傷させたものの。

専決第18号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和6年度小松市一般会計補正予算（第9号）

令和 6 年度小松市一般会計補正予算 (第 9 号)

令和 6 年度小松市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 94,234 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,455,783 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	配当割交付金	79,000	28,500	107,500
	1 配当割交付金	79,000	28,500	107,500
5	株式等譲渡所得割交付金	112,000	51,600	163,600
	1 株式等譲渡所得割交付金	112,000	51,600	163,600
6	法人事業税交付金	274,000	67,700	341,700
	1 法人事業税交付金	274,000	67,700	341,700
11	地方特例交付金	615,000	31,300	646,300
	1 地方特例交付金	600,000	0	600,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	15,000	31,300	46,300
12	地方交付税	9,287,962	116,500	9,404,462
	1 地方交付税	9,287,962	116,500	9,404,462
15	使用料及び手数料	691,542	7,300	698,842
	1 使用料	385,903	7,300	393,203
16	国庫支出金	11,663,236	△39,515	11,623,721
	1 国庫負担金	6,178,922	△100,000	6,078,922
	2 国庫補助金	5,428,630	56,800	5,485,430
	3 国庫委託金	55,684	3,685	59,369
17	県支出金	4,571,252	△109,650	4,461,602
	1 県負担金	2,754,030	△10,000	2,744,030
	2 県補助金	1,494,334	△82,650	1,411,684
	3 県委託金	322,888	△17,000	305,888
18	財産収入	165,167	63	165,230
	1 財産運用収入	64,192	63	64,255
19	寄附金	380,764	2,636	383,400
	1 寄附金	380,764	2,636	383,400
20	繰入金	2,328,310	△190,000	2,138,310

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 基金繰入金	千円 2,098,545	千円 △190,000	千円 1,908,545
21	繰越金	382,916	19,332	402,248
	1 繰越金	382,916	19,332	402,248
22	諸収入	710,826	21,300	732,126
	1 延滞金, 加算金及び過料	20,004	4,500	24,504
	4 雑入	518,185	16,800	534,985
23	市債	4,861,300	△101,300	4,760,000
	1 市債	4,861,300	△101,300	4,760,000
歳 入 合 計		56,550,017	△94,234	56,455,783

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,100,270	384,500	5,484,770
	1 総務管理費	4,318,719	384,500	4,703,219
3	民生費	21,467,811	△183,201	21,284,610
	1 社会福祉費	10,072,704	△26,700	10,046,004
	2 児童福祉費	10,363,830	△139,501	10,224,329
	4 災害救助費	113,626	△17,000	96,626
4	衛生費	3,521,161	△85,333	3,435,828
	1 保健衛生費	1,206,380	△89,700	1,116,680
	2 環境対策費	1,692,745	0	1,692,745
	4 病院費	583,429	4,367	587,796
6	農林水産業費	1,273,893	△30,000	1,243,893
	1 農業費	925,315	△30,000	895,315
7	商工費	2,136,386	6,500	2,142,886
	1 商工費	2,136,386	6,500	2,142,886
8	土木費	6,511,747	△136,400	6,375,347
	1 土木管理費	98,900	△15,500	83,400
	2 道路橋りょう費	2,135,100	△54,000	2,081,100
	3 河川費	283,702	△7,000	276,702
	4 都市計画費	1,242,333	△59,900	1,182,433
	6 飛行場費	470,007	0	470,007
9	消防費	1,803,021	△10,500	1,792,521
	1 消防費	1,803,021	△10,500	1,792,521
10	教育費	8,193,453	△39,800	8,153,653
	1 教育総務費	1,090,089	0	1,090,089
	2 小学校費	898,557	△16,000	882,557
	3 中学校費	759,214	△11,000	748,214

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 高等学校費	千円 510,046	千円 △12,800	千円 497,246
11	災害復旧費	492,728	0	492,728
	2 農林水産施設災害復旧費	292,900	0	292,900
歳 出 合 計		56,550,017	△94,234	56,455,783

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	公会堂管理運営費	4,300
		市民センター改修費	9,533
	2. 徴税費	市税システム改修費	495
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰緊急支援給付金費（調整給付分）	32,600
	2. 児童福祉費	認定こども園だいいち整備費	11,200
4. 衛生費	1. 保健衛生費	予防接種費	3,000
	2. 環境対策費	災害廃棄物処理費	288,600
7. 商工費	1. 商工費	企業誘致推進費	400
8. 土木費	4. 都市計画費	北陸新幹線建設推進費	3,579
	5. 下水道費	下水道事業交付金	36,500
	7. 住宅費	市営住宅等管理費	2,405
10. 教育費	3. 中学校費	松陽中学校整備費	8,852
	5. 社会教育費	重要文化財保存管理費	623
		尾小屋鉱山資料館周辺持続活性化事業費	4,985
11. 災害復旧費	1. 公共土木施設災害復旧費	現年発生道路災害復旧費	12,377
		過年発生公共土木（道路）災害復旧費	9,783

(変 更)

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
3. 民 生 費	1. 社会福祉費	物価高騰緊急支援給付金費（R6住民税非課税世帯分）	55,000	物価高騰緊急支援給付金費（R6住民税非課税世帯分）	17,370
6. 農林水産業費	1. 農 業 費	県営土地改良費負担金	55,792	県営土地改良費負担金	56,142
	2. 林 業 費	県営広域基幹林道整備費負担金	19,809	県営広域基幹林道整備費負担金	18,076
7. 商 工 費	1. 商 工 費	一般経費（商工業振興費）	8,190	一般経費（商工業振興費）	9,000
8. 土 木 費	2. 道 橋 路 橋 費	道路整備費	69,500	道路整備費	60,438
		橋りょう改修等整備費	232,300	橋りょう改修等整備費	205,672
		特別道路整備費	56,324	特別道路整備費	58,824
		通学路整備費	33,000	通学路整備費	30,890
	3. 河 川 費	都市排水路整備費	57,000	都市排水路整備費	67,400
	4. 都市計画費	栗津駅周辺整備費	128,000	栗津駅周辺整備費	52,954
		県営街路整備費負担金	11,910	県営街路整備費負担金	11,844
11. 災害復旧費	1. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	過年発生河川水路災害復旧費	15,600	過年発生河川水路災害復旧費	16,600
	2. 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生農業施設災害復旧費	148,700	現年発生農業施設災害復旧費	154,500

第3表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
デジタル通信センター運営費	4,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
庁内情報システム運営費	300			
小・中学校施設災害復旧費	2,300			
高等学校施設災害復旧費	200			
歳入欠かん債	1,800			
計	9,200			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有財産管理費	14,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	15,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
まちづくり交流センター運営費	2,000				2,900			
庁舎相談機能等整備費	83,100				90,700			
市民センター改修費	233,800				203,800			
町内会等施設整備費	13,500				1,200			
小松サン・アビリティーズ整備費	291,500				273,500			
認定こども園だいいち整備費	8,900				10,300			
企業誘致推進費	6,900				8,300			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
ス キ ー 場 整 備 費	123,300	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	111,500	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
商工業振興費	16,100				16,700			
道路橋りょう 整 備 費	708,000				702,600			
都 市 排 水 路 整 備 費	173,700				167,400			
小松駅ターミ ナルプラン 推 進 費	19,800				22,900			
栗 津 駅 周 辺 整 備 費	144,900				122,900			
北 陸 新 幹 線 建 設 推 進 費	27,000				14,400			
基地周辺道路 整 備 費	43,700				0			
消防救急デジ タ ル 無 線 整 備 費	32,800				33,700			
高 機 能 消 防 指令システム 整 備 費	184,000				230,100			
常 備 消 防 費	7,200				9,000			
小学校校舎等 改 修 費	145,300				127,300			
市 立 高 校 改 修 費	15,800				12,800			
現年発生農業 施 設 災 害 復 旧 費	54,400				62,200			
計	4,861,300				4,750,800			

専決第19号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和6年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和 6 年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,467 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,958,718 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	県支出金	6,401,201	△3,967	6,397,234
	1 県補助金	6,401,200	△3,967	6,397,233
5	繰入金	779,086	△8,500	770,586
	1 一般会計繰入金	682,652	△2,000	680,652
	2 基金繰入金	96,434	△6,500	89,934
7	諸収入	68,978	4,000	72,978
	2 雑入	47,976	4,000	51,976
	歳 入 合 計	8,967,185	△8,467	8,958,718

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	6,225,140	△7,000	6,218,140
	1 療養諸費	5,345,610	6,000	5,351,610
	2 高額療養費	851,220	△10,000	841,220
	4 出産育児諸費	21,000	△3,000	18,000
4	保健事業費	180,666	△1,500	179,166
	1 特定健康診査等事業費	69,548	△2,500	67,048
	2 保健事業費	111,118	1,000	112,118
7	諸支出金	71,149	33	71,182
	2 繰出金	11,735	33	11,768
歳 出 合 計		8,967,185	△8,467	8,958,718

専決第20号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和6年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第3号）

令和 6 年度小松市産業団地事業特別会 計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,065,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 市債		208,899	△142,300	66,599
	1 市債	208,899	△142,300	66,599
歳 入 合 計		3,207,600	△142,300	3,065,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	産業団地造成費	142,300	△142,300	0
	1 団地造成費	142,300	△142,300	0
歳 出 合 計		3,207,600	△142,300	3,065,300

第2表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業団地 造成費	142,300	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 財政の状 況により 償還年限 を短縮し 、繰上償 還をなし 、又は借 換えをす ることができる。	0	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 財政の状 況により 償還年限 を短縮し 、繰上償 還をなし 、又は借 換えをす ることができる。
計	208,899				66,599			

専決第21号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和6年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第3号）

令和 6 年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	9,825,565 千円	4,350 千円	9,829,915 千円
第 2 項 医業外収益	716,832 千円	4,350 千円	721,182 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「387,000 千円」を「386,950 千円」に、「384,968 千円」を「384,918 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,107,900 千円	50 千円	1,107,950 千円
第 4 項 補助金	9,300 千円	50 千円	9,350 千円

専決第22号

専 決 処 分 書

次の事項について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，専決処分する。

令和7年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の申告) 第39条の2　〔略〕 2～8　〔略〕 9　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） <u>第2条第15項</u> に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることがで	(市民税の申告) 第39条の2　〔同左〕 2～8　〔同左〕 9　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） <u>第2条第16項</u> に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることがで

きる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第66条の2 [略]

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) [略]

2 [略]

(種別割の税率)

第85条 [略]

(1) [略]

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キ

きる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第66条の2 [同左]

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) [同左]

2 [同左]

(種別割の税率)

第85条 [同左]

(1) [同左]

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キ

ロワット以下のもの (エに掲げるものを除く。)

年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの 又は _____ 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

[新設]

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの 又は _____ 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第92条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所

ロワット以下のもの (ウ及びオに掲げるものを除く。)

年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの (ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ [同左]

(2)・(3) [同左]

(種別割の減免)

第92条 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所

在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。

）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) [略]

3 [略]

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第92条の2 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283

在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。

）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) [同左]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第85条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(8) [同左]

3 [同左]

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第92条の2 [同左]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283

号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は
身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示

号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは
身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95

_____するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) [略]

[新設]

条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。

) が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

(1)～(4) [同左]

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) [同左]

3 前項の場合において、免許情報

記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

3 [略]

4 [略]

(特別土地保有税の減免)

第141条の3 [略]

2 [略]

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

3 [略]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第151条 [略]

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び

4 [同左]

5 [同左]

(特別土地保有税の減免)

第141条の3 [同左]

2 [同左]

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) [同左]

3 [同左]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第151条 [同左]

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び

個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

附 則

（読替規定）

第10条の4 法附則第15条第1項，第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第34項まで，第37項，第38項，第42項若しくは第45項，第15条の2第2項，第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第154条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [同左]

附 則

（読替規定）

第10条の4 法附則第15条第1項，第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第33項まで，第36項，第37項，第41項若しくは第44項，第15条の2第2項，第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第154条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の
条例で定める割合)

第12条の2 [略]

2～20 [略]

21 法附則第15条第37項の条例で定
める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第38項の条例で定
める割合は、2分の1とする。

23 法附則第15条第41項の条例で定
める割合は、3分の1とする。

24 法附則第15条第42項の条例で定
める割合は、4分の3とする。

25・26 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税
の減税の規定の適用を受けようと
する者がすべき申告)

第12条の3 [略]

2～12 [略]

[新設]

(法附則第15条第2項第1号等の
条例で定める割合)

第12条の2 [同左]

2～20 [同左]

21 法附則第15条第36項の条例で定
める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第37項の条例で定
める割合は、2分の1とする。

23 法附則第15条第40項の条例で定
める割合は、3分の1とする。

24 法附則第15条第41項の条例で定
める割合は、4分の3とする。

25・26 [同左]

(新築住宅等に対する固定資産税
の減税の規定の適用を受けようと
する者がすべき申告)

第12条の3 [同左]

2～12 [同左]

13 市長は、法附則第15条の9の3
第1項に規定する特定マンション
に係る区分所有に係る家屋につい
ては、前項の申告書の提出がなか
った場合においても、マンション
の管理の適正化の推進に関する法
律（平成12年法律第149号）第5条
の2第1項に規定する管理組合の

	<u>管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u>
<u>13</u> [略]	<u>14</u> [同左]
<u>14</u> [略]	<u>15</u> [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の小松市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第85条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決第23号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

小 松 市 長 宮橋 勝栄

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 7 年小松市条例第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
（国民健康保険税の減額） 第21条　〔略〕 （1）　〔略〕 （2） 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>29万 5 千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　〔略〕 （3） 法第703条の 5 第 1 項に規定す	（国民健康保険税の減額） 第21条　〔同左〕 （1）　〔同左〕 （2） 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>30万 5 千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　〔同左〕 （3） 法第703条の 5 第 1 項に規定す

る総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ　〔略〕

2・3　〔略〕

る総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ　〔同左〕

2・3　〔同左〕

備考　この表中〔 〕及び〔 〕中の記載並びに付した下線は、注記である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第2号												
令和6年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書												
(単位 円)												
款	項	事	業	名	金	額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
								既収入特定財源	未 収 入	特 定 財 源	一 般 財 源	
1. 議 会 費	1. 議 会 費	費用弁償			1,580,000		1,580,000					1,580,000
		一般経費（議会費）			120,000		120,000					120,000
2. 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	庁舎相談機能等整備費			61,900,000		61,900,000			54,000,000		7,900,000
		スマートシティ・スマート市役所推進費			2,372,000		2,372,000					2,372,000
		公会堂管理運営費			4,300,000		4,300,000					4,300,000
		市民センター改修費			9,533,000		9,533,000			7,100,000		2,433,000
		市税システム改修費			495,000		495,000					495,000
3. 民 生 費	2. 徴 税 費	戸籍振り仮名記載推進費			34,000,000		34,000,000		13,941,000		20,059,000	
		物価高騰緊急支援給付金費（調整給付分）			32,600,000		32,600,000		32,600,000			
	1. 社 会 福 祉 費	物価高騰緊急支援給付金費（R6住民税非課税世帯分）			17,370,000		17,370,000		17,370,000			
		2. 児 童 福 祉 費 <td>認定こども園だいいち整備費</td> <td></td> <td></td> <td>11,200,000</td> <td></td> <td>11,200,000</td> <td></td> <td>10,000,000</td> <td></td> <td>1,200,000</td>	認定こども園だいいち整備費			11,200,000		11,200,000		10,000,000		1,200,000
4. 衛 生 費	2. 環 境 対 策 費	物価高騰緊急支援給付金費（R6住民税非課税）（子ども加算）			5,300,000		5,300,000		5,300,000			
		予防接種費			3,000,000		3,000,000					3,000,000
6. 農 林 水 産 業 費	1. 保 健 衛 生 費	災害廃棄物処理費			288,600,000		288,600,000	68,000	193,132,000	95,400,000		
		農業経営体育成支援費			57,019,000		57,019,000		57,019,000			
	2. 農 業 費	市単土地改良費			6,200,000		6,200,000			3,000,000	1,650,000	
		県営土地改良費負担金			56,142,000		56,142,000			43,800,000	4,049,000	
		団体営農村地域防災減災総合整備費			16,000,000		16,000,000			13,800,000	2,200,000	
		農業用施設防災対策費			8,000,000		8,000,000		8,000,000			
2. 林 業 費	林道整備費			13,270,000		13,270,000		7,533,000	5,700,000	37,000		

(単位 円)									
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 農林水産業費	2. 林業費	県営広域基幹林道整備費負担金	18,076,000	18,076,000			17,600,000		476,000
		企業誘致推進費	400,000	400,000					400,000
		一般経費（商工業振興費）	9,000,000	9,000,000			8,300,000		700,000
7. 商工業費	1. 商工業費	スキー場整備費	75,000,000	75,000,000			74,000,000		1,000,000
		道路整備費	60,438,000	60,438,000		18,574,000	37,900,000		3,964,000
		道路改良舗装費	15,000,000	15,000,000			13,500,000		1,500,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	橋りょう改修等整備費	205,672,000	205,672,000		94,171,000	100,300,000		11,201,000
		特別道路整備費	58,824,000	58,824,000		27,305,000	28,200,000		3,319,000
		消雪施設整備費	187,800,000	187,800,000		99,620,000	79,200,000		8,980,000
		交通安全施設管理費	7,500,000	7,500,000		3,358,000	3,700,000		442,000
		通学路整備費	30,890,000	30,890,000		15,972,000	13,400,000		1,518,000
9. 消防費	3. 河川費	都市排水路整備費	67,400,000	67,400,000			60,600,000		6,800,000
		都市計画道路調査費	5,000,000	5,000,000					5,000,000
		栗津駅周辺整備費	52,954,000	52,954,000		28,750,000	22,900,000		1,304,000
		北陸新幹線建設推進費	3,579,000	3,579,000			3,200,000		379,000
		県営街路整備費負担金	11,844,000	11,844,000			10,600,000		1,244,000
10. 下水道・住宅・消防費	4. 都市計画費	修景公園管理費	6,400,000	6,400,000			4,600,000		1,800,000
		公園施設リニューアル費	56,728,000	56,728,000	928,000	23,000,000	30,500,000		2,300,000
		被災宅地等復旧支援費	80,000,000	80,000,000		80,000,000			
		下水道事業交付金	36,500,000	36,500,000					36,500,000
		市営住宅等管理費	2,405,000	2,405,000					2,405,000
11. 消防費	1. 消防費	消防団ポンプ車購入費	25,000,000	25,000,000			21,000,000		4,000,000

(単位 円)									
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 消 防 費	1. 消 防 費	防災体制強化費	5,802,000	5,802,000					5,802,000
		急傾斜地崩壊対策費	1,000,000	1,000,000			700,000	300,000	
10. 教 育 費	3. 中 学 校 費	中学校校舎等改修費	75,900,000	75,900,000		12,612,000	63,200,000		88,000
		松陽中学校整備費	8,852,000	8,852,000			7,900,000		952,000
	5. 社 会 教 育 費	重要文化財保存管理費	623,000	623,000					623,000
		本陣記念美術館管理運営費	29,100,000	29,100,000			26,100,000		3,000,000
		尾小屋鉦山資料館周辺持続活性化事業費	4,985,000	4,985,000					4,985,000
11. 災 害 復 旧 費	1. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生道路災害復旧費	12,377,000	12,377,000			12,300,000		77,000
		現年発生公園施設災害復旧費	32,318,000	32,318,000		21,545,000	10,600,000		173,000
		過年発生公共土木（道路）災害復旧費	9,783,000	9,783,000			9,700,000		83,000
		過年発生河川水路災害復旧費	16,600,000	16,600,000			16,600,000		
	2. 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生農業施設災害復旧費	154,500,000	154,500,000		85,589,000	60,400,000		8,511,000
		現年発生林業施設災害復旧費	44,020,000	44,020,000		26,845,000	14,700,000		2,475,000
合 計			2,041,271,000	2,041,271,000	996,000	872,236,000	984,500,000	5,999,000	177,540,000

令和6年度小松市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	左の内訳				支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
			支出負担 行為額	支出済額		支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源		
				支出済額	支出未済額	国県支出金				地方債				
2. 総務費	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム運営費	1,881,000		1,881,000		1,881,000				1,881,000	全国的な基幹システム標準化業務が集中したことにより、労務者の手配調整に不測の日数を要したため		
3. 民生費	2. 児童福祉費	げんきな子育て環境づくり推進費	5,000,000		5,000,000		5,000,000			5,000,000		令和6年能登半島地震災害及び同年9月能登半島豪雨の影響により、労務者の手配調整に不測の日数を要したため		
11. 災害復旧費	1. 公共土木施設災害復旧費	現年発生その他公共土木施設災害復旧費	29,997,000	11,700,000	18,297,000	703,000	19,000,000		8,879,000	10,100,000	21,000	北陸農政局 串川相互導水路災害復旧工事の延長により、調整に不測の日数を要したため		
	2. 農林水産施設災害復旧費	現年発生農業施設災害復旧費	468,760,000	326,600,000	142,160,000		142,160,000		142,160,000			工法選定などの設計業務に不測の日数を要したため		
合計			505,638,000	338,300,000	167,338,000	703,000	168,041,000		151,039,000	15,100,000	1,902,000			

報告第4号

令和6年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					損益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金	一般会計出資金	企業債					
1. 資本的支出			円 429,400,000	円 0	円 429,400,000	円 143,700,000	円 0	円 0	円 18,500,000	円 267,200,000	円 0	円 0		
	1. 建設改良費	配水管布設替工事等	429,400,000	0	429,400,000	143,700,000	0	0	18,500,000	267,200,000	0	0		関連工事との工期調整等のため

報告第5号

令和6年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務翌年度	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
					受託工 事	損 益	勘定 保 定 金			
水道事業 1. 費用			円 102,100,000	円 0	円 62,000,000	円 40,100,000	円 0	円 0	円 0	
	1. 営業費用	配水管布設替工事等	102,100,000	0	62,000,000	40,100,000	0	0	0	関連工事との工期調整等のため

令和6年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				損留	定勘定資金	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						他会計繰入金	国庫補助金等	企業債	繰越工事資金					
1. 資本的支出			円 2,642,200,000	円 0	円 2,642,200,000	円 36,500,000	円 1,019,350,000	円 1,439,000,000	円 147,350,000	円 0	円 0	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	災害復旧工事等	円 2,642,200,000	円 0	円 2,642,200,000	円 36,500,000	円 1,019,350,000	円 1,439,000,000	円 147,350,000		円 0	円 0	円 0	能登半島地震災害復旧工事等のため

報告第7号

令和6年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					損留	益勘定資金	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金	一般会計出資金	企業債	債					
1. 資本的支出			円 487,234,000	円 0	円 487,234,000	円 0	円 0	円 0	円 487,200,000	円 34,000		円 0	円 0		
	1. 建設改良費	資産購入費	165,330,000	0	165,330,000	0	0	0	165,300,000	30,000		0			部品不足による納品遅延のため。
		施設整備費	321,904,000	0	321,904,000	0	0	0	321,900,000	4,000		0			部品不足による納品遅延のため。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年度

専決第24号 小松市一般職の職員の給与に関する条例及び小松市職員退職手当条例の一部を改正する条例

専決第25号 小松市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年度

専決第 1 号 損害賠償の額を定めることについて

専決第 2 号 損害賠償の額を定めることについて

専決第24号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

小 松 市 長 宮橋 勝栄

小松市一般職の職員の給与に関する条例及び小松市職員退職手当条例の一部を改正する条例

小松市一般職の職員の給与に関する条 例及び小松市職員退職手当条例の一部 を改正する条例

（小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 33 新給与条例第17条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条	附 則 （小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 33 新給与条例第17条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条

第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

備考 この表中に付した下線は、注記である。

（小松市職員退職手当条例の一部改正）

第2条 小松市職員退職手当条例（昭和30年小松市条例第22号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （小松市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置） 37 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を<u>同法附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規	附 則 （小松市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置） 37 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を<u>同法附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規

定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対するこの条例第4条の規定による改正後の小松市職員退職手当条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「要するもの」とあるのは、「要するもの(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。」とする。

定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対するこの条例第4条の規定による改正後の小松市職員退職手当条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「要するもの」とあるのは、「要するもの(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。」とする。

備考 この表中に付した下線は、注記である。

附 則

この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第72号)第20条の施行の日(令和7年4月1日)から施行する。

専決第25号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例

小松市職員の育児休業に関する条例（平成４年小松市条例第５号）の一部を次の表のように改正する。

– 128 –

時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。	時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。	

附 則

この条例は，育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年4月24日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和6年2月18日発生の交通事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金99,819円
- 3 事故の概要 令和6年2月18日午後5時頃、環境推進課職員が志賀町での災害派遣業務を終え帰庁するため金沢港大橋付近（金沢市内）で車両を運転していた際、前方に停車中の車両の後方部に衝突し、当該車両の運転手であった相手方に傷害を負わせたもの。

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年5月28日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和 7 年 3 月 14 日 発生 の 交通事故 に 係る 損害賠償 の 額は、 次 の と お り と す る。

記

- 1 相 手 方
- 2 損害賠償額 金 3 2 7, 1 6 2 円
- 3 事故の概要 令和 7 年 3 月 14 日 午後 2 時 5 分 頃、 環境推進課職員が外
出先での用務を終え帰庁するため京町交差点（小松市内）
で車両を運転していた際、信号機が赤に切り替わるタイミ
ングで交差点内に侵入してしまい、右折しようとする対向
車の左前方部に衝突し、損害を与えたもの。

報告第 9 号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，小松市土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和6年度小松市土地開発公社決算状況

事業実績

用地処分

事業区分		金額 (円)	備考
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業 (8)	50,000	幸町三丁目29番3 1.46㎡
	小松市土地開発公社健全化促進費 (内、利子補給事業)	105,000,000 (34,250)	都市計画道路高坂串線道路改良事業 外 5件
合 計		105,050,000	

附帯等事業 (保有地賃貸)

事業区分		金額 (円)	備考
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業 (仮線敷)	581,653	日の出第1駐車場 外
	都市計画道路高坂串線道路改良事業	2,167	河川改修工事
	県道高塚栗津線用地	11,710	道路舗装工事
	空港周辺整備事業代替用地	50,538	資材置場等賃貸
完成 土地	矢田野工業団地造成事業	1,199,401	民間賃貸
合 計		1,845,469	

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：円)

資産の部

1	流動資産			
	(1) 現金及び預金	31,862,858		
	(2) 未収金	0		
	(3) 公有用地	581,046,740		
	(4) 代行用地	0		
	(5) 完成土地等	<u>0</u>		
	流動資産合計		612,909,598	
2	固定資産			
	(1) 出資金	<u>5,000,000</u>		
	固定資産合計		<u>5,000,000</u>	
	資産合計			<u><u>617,909,598</u></u>

負債の部

1	流動負債			
	(1) 短期借入金	73,831,101		
	(2) 未払金	<u>0</u>		
	流動負債合計		73,831,101	
2	固定負債			
	(1) 長期借入金	<u>432,000,000</u>		
	固定負債合計		<u>432,000,000</u>	
	負債合計			<u><u>505,831,101</u></u>

資本の部

1	資本金			
	(1) 基本財産	<u>5,000,000</u>		
	資本金合計		5,000,000	
2	準備金			
	(1) 前期繰越準備金	106,211,353		
	(2) 当年度純利益	<u>867,144</u>		
	準備金合計		<u>107,078,497</u>	
	資本合計			<u><u>112,078,497</u></u>
	負債・資本合計			<u><u>617,909,598</u></u>

損 益 計 算 書

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：円)

1 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	105,050,000	
(2) 土地造成事業収益	0	
(3) 附帯等事業収益	<u>1,845,469</u>	106,895,469

2 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	103,050,000	
(2) 土地造成事業原価	0	
(3) 附帯等事業原価	<u>1,845,469</u>	<u>104,895,469</u>

事業総利益

2,000,000

3 販売費及び一般管理費

1,136,316

事業利益

863,684

4 事業外収益

(1) 受取利息	100	
(2) 雑収益	<u>3,360</u>	3,460

5 事業外費用

(1) 支払利息	<u>0</u>	<u>0</u>
----------	----------	----------

事業外利益

3,460

経常利益

867,144

当期純利益

867,144

剰余金計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

1 欠損準備金

(1) 前年度末残高	105,817,918	
(2) 前年度繰入額	393,435	
(3) 当年度処分額	0	
(4) 当年度末残高		<u>106,211,353</u>

2 未処分利益剰余金

(1) 当年度純利益繰入額	<u>867,144</u>
当年度未処分利益剰余金	<u><u>867,144</u></u>

剰余金処理計算書

(単位：円)

1 当年度未処分利益剰余金	867,144
2 利益剰余金処分額	
(1) 欠損準備金	<u>867,144</u>
3 翌年度繰越利益剰余金	<u><u>0</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入		105,050,000
公有用地売却収入	105,050,000	
代行用地売却収入	<u>0</u>	
土地造成事業収入		0
完成土地等売却収入	0	
開発中土地売却収入	<u>0</u>	
附帯等事業収入		1,845,469
その他の事業収入		3,360
収入小計		<u>106,898,829</u>
公有地取得事業支出		△ 46,438
代行用地取得事業支出		0
土地造成事業支出		0
取得に係る支出		
管理に係る支出	<u>0</u>	
附帯等事業支出		0
その他の事業支出		0
販売費及び一般管理費支出		△ 1,136,316
人件費に係る支出	△ 24,300	
令和6年度経費に係る支出	△ 1,112,016	
令和5年度経費未払金の支出	<u>0</u>	
その他の業務支出		0
支出小計		<u>△ 1,182,754</u>
差引小計		<u>105,716,075</u>
利息の受取額		100
利息の支払額		0
事業活動によるキャッシュ・フロー計		<u>105,716,175</u> ・・・(1)

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資有価証券の取得による支出		0
投資有価証券の売却による収入		0
有形固定資産の売却による収入		0
有形固定資産の取得による支出		<u>0</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー計		<u>0</u> ・・・(2)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入による収入		73,831,101
短期借入金の返済による支出	△ 183,305,226	
長期借入による収入	432,000,000	
長期借入金の返済による支出	△ 432,000,000	
金銭出資の受入による収入	<u>0</u>	
財務活動によるキャッシュ・フロー計	<u>△ 109,474,125</u>	・・・(3)
現金及び現金同等物増加額(1)+(2)+(3)	<u>△ 3,757,950</u>	
現金及び現金同等物期首残高	<u>35,620,808</u>	
現金及び現金同等物期末残高	<u>31,862,858</u>	

2 令和7年度小松市土地開発公社事業計画

令和7年度小松市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

公有地の拡大の推進に関する法律の目的に従い、公用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与していく。

このうち、市の事業計画が進まないため、長期に渡り保有している公有地については、市の今後の処分方針と調整しながら、機会を捉えた民間への積極的な売却処分にも努めていく。

2. 個別計画

1) 公有地取得事業（処分）

長期保有地に対しては、小松市から健全化促進事業費を受け、買戻しの一環として簿価の圧縮に努める。また必要に応じて、当事業で利子補給を行い、簿価の上昇を抑制する。

事業区分		地番	地積㎡	概算売却価格 (千円)	備考
公 有 用 地	小松市土地開発公社健全化促進費			105,000	
	(内、利子補給事業)			(1,115)	
合 計				105,000	

2) 附帯等事業（保有地賃貸）

暫定的な有効活用として保有地の賃貸を行ない、簿価の低減に充てる。

事業区分		地番	地積㎡	貸付料 (千円)	備考
公 有 用 地	小松駅付近連続立体交差事業（仮線敷，8）	日の出町三丁目 162番1 外	794	471	日の出 第1駐車場 外
完 成 土 地	矢田野工業団地造成事業	矢田野町西32番13	3,986	1,199	民間賃貸
合 計				1,670	

3) 保有地公募売却事業

買戻しの見込みがなくなった保有地で売却可能なものについては、積極的に公募による売却処分を進める。

事業区分		地番	地積㎡	最低売却価格 (千円)	備考
公 有 用 地	県道高塚栗津線用地取得事業	二ツ梨町321番 1	504	6,050	
合 計				6,050	

4) その他処分

その他の長期保有地については、市担当部局と今後の償還に向けた調整を図るものとする。

3 令和7年度小松市土地開発公社予算

(総 則)

第1条 令和7年度小松市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

収 入	第1款	事業収益	106,670
	第1項	公有地取得事業収益	105,000
	第2項	土地造成事業収益	0
	第3項	附帯等事業収益	1,670
	第2款	事業外収益	31
	第1項	受取利息	1
	第2項	雑収益	30
		収入合計	106,701
支 出	第1款	事業原価	104,670
	第1項	公有地取得事業原価	103,000
	第2項	土地造成事業原価	0
	第3項	附帯等事業原価	1,670
	第2款	販売費及び一般管理費	1,820
	第1項	販売費及び一般管理費	1,820
	第3款	事業外費用	0
	第1項	支払利息	0
		支出合計	106,490

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 101,946千円は、
損益勘定留保資金で補填するものとする。)

				(単位：千円)
収入	第1款	資本的収入		405,000
	第1項	借入金		405,000
		収入合計		405,000
支出	第1款	資本的支出		506,946
	第1項	公有地取得事業費		1,115
	第2項	土地造成事業費		0
	第3項	借入金償還金		505,831
		支出合計		506,946

(借入金)

第4条 借入金の目的、限度額、借入の方法、利率及び償還の方法を次の
とおりと定める。

借入金の目的 公有地取得事業資金に充てるため。

限度額 405,000千円

借入の方法 証書借入、借入時期は令和7年度中とする。
ただし、本事業年度において借入を行わなかった金額は、
翌事業年度に繰り越して借入することが出来る。

利率 借入先と協議して定める利率による。

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その
他の場合は理事長が定めるところによる。

4 令和7年度小松市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区 分		予算額
受入資金	1 前期繰越金	31,863
	2 公有用地売却収益	105,000
	3 代行用地売却収益	0
	4 完成土地等売却収益	0
	5 附帯等事業収益	1,670
	6 受取利息	1
	7 雑収益	30
	8 長期借入金	405,000
	9 短期借入金	0
	10 前年度未収金	0
合 計		543,564
支払資金	1 一般管理費	1,820
	2 事業外費用	0
	3 公有用地取得事業費	1,115
	4 代行用地取得事業費	0
	5 完成土地等売却費	0
	6 長期借入金償還金	432,000
	7 短期借入金償還金	73,831
	8 前年度未払金	0
合 計		508,766
差 額		34,798

報告第10号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，一般財団法人小松市開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和6年度一般財団法人小松市開発公社決算

事業報告書

1. 事業概要

令和6年度の事業概要は次のとおりです。

1) 駐車場運営事業

事業活動では、前年同数の駐車場規模のもと、令和6年3月の北陸新幹線開業や駅周辺開発等に伴う利用の伸長等により、駐車場事業収入は92,812千円(前年度比20.2%増)、その他の収入を含む事業活動収入全体では101,994千円(同18.2%増)と3期連続での増収となった。また、大型設備改修の区切りの影響などから、当期経常増減は28,627千円のプラスとなった。

収入の内訳は、時間貸し駐車場の時間利用分が55,615千円(同32.5%増)、同駐車場の定期契約分及び高架下等の月極契約分が合計34,892千円(同6.7%増)、サービス券分が2,305千円(同8.7%減)であった。

利用台数についても、時間貸し駐車場の年間利用台数は延べ20.5万台(同12.3%増)、同駐車場の定期契約及び高架下等の月極契約の年度末時点での契約台数は537台(同4.7%増)であった。

投資活動及び財務活動では、小松駅前立体駐車場のクレジットカード払い対応や障がい者用区画の駐車場システム更新、防犯カメラの増設などサービス向上に資する設備投資を行った。また、余剰の現金資産については、安全性の高い債券の保有や定期預金への預入れ、市関係団体への短期貸付により運用を図った。なお、一連の事業に伴う新規借入等は実施しなかった。

2) 駐車場運営の実績

(1)-1 時間貸し駐車場(利用台数及び収入)

駐車場名	収容台数	年間利用台数(台)			料金収入(千円)		
		R5年度	R6年度	増減率	R5年度	R6年度	増減率
小松駅前立体	306	114,352	124,373	8.8%	46,213	55,291	19.6%
(うち時間利用分)					30,302	38,865	28.3%
小松駅南	101	23,145	29,819	28.8%	6,261	9,836	57.1%
(うち時間利用分)					1,168	4,018	244.0%
ヒルズパーキング	89	45,238	50,991	12.7%	10,504	12,732	21.2%
計	496	182,735	205,183	12.3%	62,978	77,859	23.6%
(うち時間利用分)					41,974	55,615	32.5%

ヒルズパーキングは、時間貸し専用駐車場である。

(1)-2 時間貸し駐車場（回転率）

駐車場名	収容台数	1日当たり平均台数（台）			回転率		
		R5年度	R6年度	増減率	R5年度	R6年度	増減
小松駅前立体	306	313	341	8.9%	1.02	1.11	0.09
小松駅南	101	63	82	30.2%	0.62	0.81	0.19
ヒルズパーキング	89	124	139	12.1%	1.39	1.56	0.17

(1)-3 時間貸し駐車場 定期契約（契約台数及び収入）

駐車場名	収容台数	契約台数（台）			料金収入（千円）		
		R5年度末	R6年度末	増減率	R5年度	R6年度	増減率
小松駅前立体	306	215	221	2.8%	15,911	16,426	3.2%
小松駅南	101	97	98	1.0%	5,093	5,818	14.2%
計	407	312	319	2.2%	21,004	22,244	5.9%

定期契約とは、時間貸し駐車場の定額利用契約であり時間貸し利用者と駐車区画を共用する。

(2) 高架下等月極駐車場（契約台数及び収入）

月極駐車場	収容台数	契約台数（台）		契約率	料金収入（千円）		
		R5年度末	R6年度末	R6年度末	R5年度	R6年度	増減率
日の出第1	26	25	26	100%	1,102	1,187	7.7%
高架下新町	6	6	6	100%	280	302	7.9%
高架下新鍛冶町	12	11	10	83%	660	598	-9.4%
高架下小寺町	18	18	18	100%	979	787	-19.6%
高架下細工町第1	16	16	16	100%	1,125	1,113	-1.1%
高架下細工町第2	14	10	14	100%	769	430	-44.1%
高架下土居原町	30	23	30	100%	1,797	2,651	47.5%
高架下第1	34	34	34	100%	2,128	2,211	3.9%
高架下第2	29	23	29	100%	1,124	1,667	48.3%
高架下第3	20	19	20	100%	1,037	1,004	-3.2%
明峰駅市営	16	16	15	94%	688	698	1.5%
計	221	201	218	99%	11,689	12,648	8.2%

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資 産 の 部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
小口現金	472,390	483,110	△10,720
普通預金	78,232,196	27,914,826	50,317,370
現金預金合計	78,704,586	28,397,936	50,306,650
(2) その他流動資産			
未収金	3,852,327	4,821,864	△969,537
未収消費税等	0	1,562,200	△1,562,200
定期預金	100,000,000	0	100,000,000
有価証券	100,000,000	0	100,000,000
短期貸付金	73,831,101	183,305,226	△109,474,125
その他流動資産合計	277,683,428	189,689,290	87,994,138
流動資産合計	356,388,014	218,087,226	138,300,788
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
基本財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(2) その他固定資産			
建物	157,392,577	179,216,222	△21,823,645
建物附帯設備	15,037,274	14,917,044	120,230
機械装置	8,532,966	5,590,031	2,942,935
構築物	1,257,461	1,586,586	△329,125
工具器具備品	2,957,825	7	2,957,818
車両運搬具	2	2	0
土地	0	0	0
電話加入権	370,552	370,552	0
ソフトウェア	0	0	0
投資有価証券	0	100,000,000	△100,000,000
預託金	8,600	8,600	0
その他固定資産合計	185,557,257	301,689,044	△116,131,787
固定資産合計	196,557,257	312,689,044	△116,131,787
資産合計	552,945,271	530,776,270	22,169,001

Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	6,603,886	12,858,603	△6,254,717
前受金	1,049,200	1,105,800	△56,600
預り金	23,066	37,613	△14,547
流動負債合計	7,676,152	14,002,016	△6,325,864
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	7,676,152	14,002,016	△6,325,864
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	11,000,000	11,000,000	0
2. 一般正味財産	534,269,119	505,774,254	28,494,865
正味財産合計	545,269,119	516,774,254	28,494,865
負債 及び 正味財産合計	552,945,271	530,776,270	22,169,001

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①受取利息			
基本財産受取利息	450	220	230
受取利息計	450	220	230
②事業収益			
駐車場収入	92,811,740	77,192,370	15,619,370
事業収益計	92,811,740	77,192,370	15,619,370
③雑収益			
雑収益	1,044,946	1,032,207	12,739
その他事業外収入	8,137,090	8,077,785	59,305
雑収益計	9,182,036	9,109,992	72,044
経常収益計	101,994,226	86,302,582	15,691,644
(2) 経常費用			
①事業費			
総係費	12,873,394	7,525,329	5,348,065
平面駐車場	7,045,760	15,792,004	△8,746,244
立体駐車場	21,559,461	51,229,770	△29,670,309
市月極駐車場	6,449,029	155,184	6,293,845
減価償却費	25,343,091	24,233,359	1,109,732
雑損失	96,530	212,100	△115,570
事業費計	73,367,265	99,147,746	△25,780,481
②管理費			
支払利息	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	73,367,265	99,147,746	△25,780,481
当期経常増減額	28,626,961	△12,845,164	41,472,125
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	132,096	1	132,095
固定資産除却損計	132,096	1	132,095
経常外費用計	132,096	1	132,095
当期経常外増減額	△132,096	△1	△132,095
当期一般正味財産増減額	28,494,865	△12,845,165	41,340,030
一般正味財産期首残高	505,774,254	518,619,419	△12,845,165
一般正味財産期末残高	534,269,119	505,774,254	28,494,865
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産期末残高	11,000,000	11,000,000	0
III 正味財産期末残高	545,269,119	516,774,254	28,494,865

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、定率法(平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法、平成19年4月1日以降に取得したものは250%定率法(定額法の償却率の2.5倍)、平成24年4月1日以降に取得したものは、200%定率法(定額法の償却率の2.0倍)を適用している。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法(平成19年3月31日以前に取得したものは旧定額法)を適用している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	11,000,000	0	0	11,000,000
小 計	11,000,000	0	0	11,000,000
特定資産				
退職給与引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	11,000,000	0	0	11,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源などの内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	11,000,000	(11,000,000)		—
小 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	—
特定資産				
退職給与引当資産	0		0	
減価償却引当資産	0		0	
小 計	0	(0)	(0)	(0)
合 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	(0)

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部	内 訳	金 額
1 流動資産		<u>356,388,014</u>
(1) 現金及び預金		78,704,586
イ 小口現金	補充用釣銭	472,390
ロ 普通預金	北國銀行	78,232,196
(2) その他流動資産		277,683,428
イ 未収金	受託事業収入ほか	3,852,327
ロ 定期預金	大和ネクスト銀行(1年以内)	100,000,000
ハ 有価証券	財投機関債(鉄道・運輸機構)	100,000,000
ニ 短期貸付金	小松市土地開発公社	73,831,101
2 固定資産		<u>196,557,257</u>
(1) 基本財産		11,000,000
イ 定期預金	北國銀行	11,000,000
(2) 有形固定資産		185,178,105
イ 建 物	立体駐車場本体ほか	157,392,577
ロ 建物付属設備	立体駐車場電気設備ほか	15,037,274
ハ 機械装置	立体駐車場管理システムほか	8,532,966
ニ 構築物	ヒルズパーキング構築物ほか	1,257,461
ホ 工具器具備品	立体駐車場放送設備ほか	2,957,825
ヘ 車両運搬具	自動車	2
(3) 無形固定資産		379,152
イ 電話加入権		370,552
ロ 預託金	リサイクル費用	8,600
資 産 合 計		552,945,271

負 債 の 部	内 訳	金 額
1 流動負債		<u>7,676,152</u>
(1) 未払金	消費税ほか	6,603,886
(2) 前受金		1,049,200
(3) 預り金	源泉所得税等	23,066
2 固定負債		<u>0</u>
負 債 合 計		7,676,152
差引純資産		545,269,119

2 令和7年度一般財団法人小松市開発公社事業計画

1. 基本方針

公共駐車場施設の円滑な管理運営を行い、市民の利便性向上や賑わいにつながる事業を推進し、もって小松市のまちづくり及び発展に寄与する。

2. 駐車場運営事業

事業活動では、既存の小松駅周辺の時間貸し駐車場（3箇所・総収容台数496台）及び市内の月極駐車場（2箇所・総収容台数42台）を運営する。なお、在来線高架下月極駐車場（9箇所・総収容台数179台）は、令和6年度末をもって運営を民間移管し、経営効率の向上等を図る。

令和6年3月の北陸新幹線開業後も進められている駅周辺開発等により、利用動向は依然堅調な推移を見込む中、引き続き、各種設備の保守管理等を適切に実施しながら事業活動を行う。また、施設の老朽化対応および近年の労務単価や原材料価格の上昇に伴う維持管理費用の増加等を踏まえて、公共駐車場として一定水準のサービス維持に必要な料金体系等を検討する。

投資活動及び財務活動では、小松駅前立体駐車場の建物・換気設備の長寿命化対策等を実施する。また、余剰の現金資産については、定期預金や安全性の高い債券等により運用を行う。なお、一連の事業に伴う新規借入等を行わない。

3. 駐車場の概要

(1) 時間貸し駐車場

駐車場名	収容台数（台）	基本料金（円/1h）	定期料金 （円/台・月）
		追加料金（円/30分）	
小松駅前立体駐車場	306	100	6,300(全日)
		50	4,200(夜間)
ヒルズパーキング	89	100	—
		50	
小松駅南駐車場	101	100	5,200
		50	
合 計	496		

(2) 月極駐車場

月極駐車場	収容台数（台）	料 金（円/台・月）	摘要
日の出第1月極駐車場	26	4,200	
明峰駅市営月極駐車場	16	3,700	
合 計	42		

3 令和7年度一般財団法人小松市開発公社予算

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入	91,953	85,352	6,601
(1) 受取利息	2	2	0
基本財産利息収入	2	2	0
(2) 事業収入	83,100	77,000	6,100
平面駐車場収入	25,300	17,000	8,300
立体駐車場収入	55,500	46,500	9,000
月極駐車場収入	0	11,000	△11,000
サービス券収入	2,300	2,500	△200
(3) 雑収入	8,851	8,350	501
その他事業外収入	8,091	8,350	△259
2. 事業活動支出	41,295	46,255	△4,960
(1) 事業費支出	41,295	46,255	△4,960
総係費支出	13,075	11,355	1,720
平面駐車場支出	8,200	6,315	1,885
立体駐車場支出	20,020	22,085	△2,065
受託月極駐車場支出	0	6,500	△6,500
(2) 管理費支出	0	0	0
事業活動収支差額・・・①	50,658	39,097	11,561
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入	173,831	184,000	△10,169
(1) 投資有価証券売却収入	100,000	0	100,000
(2) 短期貸付金返済金	73,831	184,000	△110,169
2. 投資活動支出	242,000	184,000	58,000
(1) 固定資産取得支出	42,000	10,000	32,000
(2) 投資有価証券取得支出	200,000	0	200,000
(3) 短期貸付金支出	0	174,000	△174,000
投資活動収支差額・・・②	△68,169	0	△68,169
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額・・・③	0	0	0
当期収支差額 ①＋②＋③	△17,511	39,097	△56,608

4 令和7年度一般財団法人小松市開発公社資金計画

(単位：千円)

区 分	予 定 額
受 入 資 金	357,922
1 前期繰越金	90,471
2 前期未収金	4,012
3 今期前受金	444
4 今期預り金	23
5 基本財産運用収入	2
6 事業駐車場収入	80,351
7 事業雑収入	8,788
8 資産売却収入（投資有価証券）	100,000
9 短期貸付金返済金	73,831
支 払 資 金	283,762
1 前期未払金	8,173
2 前期前受金	444
3 前期預り金	23
4 総係費	7,527
5 平面駐車場費	7,982
6 立体駐車場費	17,613
7 資産取得支出（投資有価証券）	200,000
8 固定資産取得支出	42,000
差 引	74,160

報告第11号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人小松市まちづくり市民財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和 6 年度

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団事業報告

北陸新幹線小松駅開業から1年が経過しました。新幹線駅と空港を併せ持つ小松市には、その利便性の高さから、県外から多くの方が訪れ、賑わいを見せています。

令和6年度は、前年度より管理施設数は少なくなったものの、利用者数・使用料収入は、前年度比、ほぼ横ばいとなっております。要因としては、スポーツ施設において、Bリーグ、Tリーグなどのプロスポーツが開催され、多くの来場者があること、また、小松市公会堂や老人福祉センター千松閣の代替え施設である小松市民センターの利用が増加したことなどが挙げられます。小松市武道館や小松サン・アビリティーズは施設が改修され、今後の利用者増加が予測されます。その利用者の満足度向上こそが公共施設のあり方と考え、職員の接遇力の向上やスキルアップを図っていききたいと思います。

また、全国的な賃上げの流れを受け、職員の処遇を令和6年度には一部、令和7年度からは全面的に改善しております。これにより職員個々の職務に対する意欲は向上し、新たな発想が生まれ、より充実した施設運営ができるものと考えます。

物価の上昇により、財政面は厳しい状況が続きますが、自己収入の増加を図り、健全な財団運営を目指し、市民に適切な施設提供をしてまいりたいと思います。

令和6年度に実施した事業は、次のとおりです。

◇ 指定管理者制度に基づき管理する施設

○ 小松運動公園末広体育館他9施設

他9施設：末広野球場、末広陸上競技場、末広テニスコート、末広屋外相撲場、
末広屋内相撲場、末広屋外幼児プール、念仏林グラウンド、
安宅海浜公園、梯川ボートハウス

○ 石川県立小松屋内水泳プール、末広屋外プール

○ 小松市武道館

○ 小松市民センター、北部児童センター

○ 小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設

○ 石川県立航空プラザ

○ こまつドーム

○ 東部児童センター

○ 西部児童センター

○ 小松サン・アビリティーズ

○ こまつまちづくり交流センター

○ こまつ曳山交流館及びジャパン九谷のふるさと松雲堂

○ 小松市芦城センター

○ 木場潟スポーツ研修センター

- ◇ 補助金の交付を受けて管理する施設
 - 小松総合体育館
- ◇ 交付金の交付を受けて管理する施設
 - 稚松児童クラブ
 - 東陵児童クラブ
 - 安宅・牧児童クラブ
- ◇ 一部委託を受けて実施する事業
 - 地区体育施設管理運営事業
- ◇ スポーツ振興事業
 - こまつアスリート育成事業
 - ・ こまつアスリート育成・強化と科学トレーニング事業
 - ・ こまつこどもスポーツ大学事業
 - ・ 小松市スポーツアドバイザー派遣事業
 - スポーツオアシス事業
 - 中学校運動部活動地域移行

令和6年度に実施した事業概要は、次のとおりです。

- ◇ 施設管理運営事業
 - 常に安全安心な施設提供を心掛けるとともに、施設の長寿命化・省エネ化を図るため、小松市に対し、大規模工事の要望を行いました。令和6年度に実施された大規模工事は以下のとおりです。
 - ・ 小松市武道館空調機設置工事
 - ・ 末広野球場ナイター照明LED化及びスコアボード改修工事
 - ・ 小松サン・アビリティーズ改修工事
 - ・ 小松屋内水泳プールボイラー改修工事
 - ・ 末広陸上競技場ナイター照明LED化工事

- 令和6年度も利用者満足度調査を実施しました。その結果は以下のとおりです。

【集計結果】

施設名	満足度	施設名	満足度	施設名	満足度
末広体育館	98.6%	こまつドーム	85.9%	東陵児童クラブ	82.6%
末広陸上競技場	96.8%	大倉岳高原スキー場	88.0%	親子つどいの広場	96.3%
末広テニスコート	99.7%	小松市民センター	87.4%	はつらつセンター	91.3%
末広野球場	93.8%	北部児童センター	94.6%	小松サン・アビリティーズ	85.2%
小松屋内水泳プール	88.1%	東部児童センター	67.1%	こまつまちづくり交流センター	87.4%
小松総合体育館	89.3%	西部児童センター	81.9%	芦城センター	99.0%
小松市武道館	99.2%	安宅・牧児童クラブ		こまつ曳山交流館	96.8%
航空プラザ	87.9%	稚松児童クラブ	85.5%	木場潟スポーツ研修センター	86.1%

※職員の接遇や施設の清潔さ、利便性についてのご意見が大多数を占めております。

このご意見は各施設と情報共有し、今後の運営に役立てます。

◇ 人材育成の推進

- 令和6年度は、職員の人材育成や健康維持のため各種研修を実施しました。

開催月	研修名
6月	救命法研修（普通救命講習Ⅰ）
7月～2月	健康セミナー
8月	接遇研修
8月	防災研修

◇ 内部監査の実施

- 令和6年度は、現金取扱状況、伝票処理状況を重点項目とし、監査を実施しました。その結果、現金等の取扱は適正に行われておりました。

その他、印漏れ等があったものは適正に指導し、改善しております。

◇ スポーツ振興事業

- こまつアスリート育成・強化と科学トレーニング事業

小松市出身の中学生、高校生、大学生及び社会人のアスリートに対し、トレーニング方法の指導、栄養摂取やスポーツ心理の調査・分析等、「総合的な医科学サポート」を提供し、競技力の向上に努めました。

今後、参加者にはオリンピック等、世界で活躍するアスリートになっていただくことを期待しております。

種別	競技	参加人数
Sサポート	飛込、トランポリン、カヌー、ハンドボール	34人
Aサポート	陸上、スキー、テニス	10人
合同トレーニング	飛込、トランポリン、カヌー、ハンドボール、陸上	14人

- こまつこどもスポーツ大学事業

【こどもスポーツ大学】

小松市内の幼児、小学生低学年を対象に、「遊び」を通じて運動の基礎を養うコーディネーショントレーニングを行い、運動の感性を磨くとともに、運動好きなこどもの増加を図る目的で事業を実施しました。

各部門1期5回で事業を実施した結果、回を重ねるごとに参加者の運動能力の向上が確認できました。

今後、参加者にはこの事業を通じて身に着けた運動能力を活かし、運動を楽しむ気持ちを持ち続け、運動に取り組んでいただきたいと思います。

種別	期	参加人数
幼児の部 (年長児)	1期	23人
	2期	35人
小学生の部 (1・2年生)	1期	29人
	2期	32人

【スポーツ体験教室】

小松市にゆかりのあるアスリートに講師を依頼し、市内在住の小学生を対象に「スポーツ体験教室」を開催しました。

参加者は、講師陣の動きを手本に体を動かし、とても楽しそうに各競技に取り組んでいました。

この体験は小松市のスポーツの底辺拡大に寄与するものと思います。

回数	競技	講師	参加人数
第1回	卓球 タグラグビー	金沢ポート 小松市ラグビー協会	36人
第2回	ハンドボール	北國ハニービー石川	49人
第3回	トランポリン	岸彩乃さん 小松市体操協会	33人

○ 小松市スポーツアドバイザー派遣事業

小松市ゆかりのオリンピック中川真依さん、岸彩乃さんにスポーツアドバイザーとなっただき、柔軟体操や体幹トレーニング等を遊びを交え指導し、スポーツの楽しさを伝えることで、スポーツの振興に寄与しました。

回数	内容	アドバイザー	対象	参加人数
第1回	スポーツ基礎運動	中川真依さん	市内幼稚園児	12園 267人
第2回	飛込体験教室	中川真依さん	市内小学生	28人
第3回	スポーツ基礎運動	岸彩乃さん	市内幼稚園児	11園 329人

◇ 文化振興事業

○ 「こまつ曳山交流館」より曳山・伝統芸能の魅力を発信しました。

開催月	行事名
4月～5月	お旅まつり特別展
5月	第12回みよっさ口上大会
6月～7月	「お旅」をつなぐ若者たち展（R6お旅まつり写真展）
6月末～7月	七夕飾りを作ろう
7月～8月	輪踊りのお稽古
7月末～10月	曳山に見る職人技展
8月	第12回納涼みよっさ夏まつり
10月	こまつの郷土芸能まつり
10月～12月	こまつの郷土芸能まつり写真展～つなぐ者・守ってゆく者
12月	お正月の寄せ植え
12月～1月	天神堂飾り展、縁起物人形展

開催月	行事名
1月	成人式お写真サービス
2月～3月	曳山見て歩きマップ展

貸借対照表

令和7年3月31日現在

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	83,330,053	113,771,388	△30,441,335
普通預金	82,238,833	112,512,018	△30,273,185
小口現金	1,091,220	1,259,370	△168,150
未収金	79,122,543	78,262,143	860,400
貯蔵品	45,507	68,063	△22,556
流動資産合計	162,498,103	192,101,594	△29,603,491
2. 固定資産			
(1) 基本資産			
定期預金	16,973,649	16,973,649	0
基本財産合計	16,973,649	16,973,649	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	46,648,500	46,627,057	21,443
退職給付引当資産	46,648,500	46,627,057	21,443
管理運営費積立金	52,931,000	40,719,000	12,212,000
管理運営費積立金	52,931,000	40,719,000	12,212,000
児童クラブ運営費積立資産	28,441,000	27,626,000	815,000
児童クラブ運営費積立資産	28,441,000	27,626,000	815,000
小松総合体育館特別修繕引当資産	12,488,598	21,000,000	△8,511,402
小松総合体育館特別修繕引当資産	12,488,598	21,000,000	△8,511,402
特定資産合計	140,509,098	135,972,057	4,537,041
(3) その他固定資産			
有形固定資産	495,956,726	551,002,110	△55,045,384
建物	486,814,809	539,060,082	△52,245,273
什器備品	3,622,902	4,242,230	△619,328
車両運搬具	5,519,015	7,699,798	△2,180,783
その他固定資産合計	495,956,726	551,002,110	△55,045,384
固定資産合計	653,439,473	703,947,816	△50,508,343
資産合計	815,937,576	896,049,410	△80,111,834

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	73,685,756	84,379,114	△10,693,358
未払金	73,685,756	84,379,114	△10,693,358
預り金	2,255,766	1,360,696	895,070
預り金	2,255,766	1,360,696	895,070
前受金	3,595,470	3,688,800	△93,330
前受金	3,595,470	3,688,800	△93,330
流動負債合計	79,536,992	89,428,610	△9,891,618
2. 固定負債			
退職給付引当金	46,648,500	46,627,057	21,443
固定負債合計	46,648,500	46,627,057	21,443
負債合計	126,185,492	136,055,667	△9,870,175
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産	16,973,649	16,973,649	0
日本財団補助	69,131,865	76,706,921	△7,575,056
石川県補助	9,563,000	10,817,049	△1,254,049
小松市補助	225,066,271	246,058,396	△20,992,125
指定正味財産合計	320,734,785	350,556,015	△29,821,230
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産	369,017,299	409,437,728	△40,420,429
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	689,752,084	759,993,743	△70,241,659
負債及び正味財産合計	815,937,576	896,049,410	△80,111,834

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
小松市受託収益	418,975,378	440,803,252	△21,827,874
使用料収益	128,511,061	125,511,133	2,999,928
補助金	142,545,696	117,687,397	24,858,299
財団運営補助金	102,201,167	80,336,861	21,864,306
小松総合体育館補助金	13,900,000	10,613,554	3,286,446
スポーツ・文化振興事業補助金	11,671,574	11,633,982	37,592
職員派遣事業補助金	14,772,955	15,103,000	△330,045
負担金	11,616,900	11,113,900	503,000
自主事業収益	3,948,260	3,681,800	266,460
交付金	28,574,302	26,680,040	1,894,262
減価償却費計上による振替額	29,821,230	463,100,705	△433,279,475
退職給付債務取崩収益	0	1,319	△1,319
(2) 経常外収益			
受取利息	463	10,369	△9,906
預金利息	463	10,369	△9,906
雑収入	16,867,939	16,690,640	177,299
受取手数料	10,639,910	9,748,166	891,744
雑収入	6,228,029	6,942,474	△714,445
経常収益計	780,861,229	1,205,280,555	△424,419,326
(3) 経常費用			
事業費	718,522,394	728,086,709	△9,564,315
給料	35,565,600	33,658,700	1,906,900
手当	18,347,775	16,719,267	1,628,508
賃金	175,558,876	177,195,228	△1,636,352
法定福利費	30,668,773	31,644,685	△975,912
旅費	664,237	563,033	101,204
消耗品費	17,463,654	17,148,258	315,396
燃料費	3,933,850	2,607,127	1,326,723
光熱水費	114,156,108	121,983,946	△7,827,838
印刷製本費	694,799	885,337	△190,538

科 目	当年度	前年度	増 減
通信運搬費	2,962,200	3,220,004	△257,804
委託料	158,027,380	158,765,746	△738,366
手数料	2,255,299	2,256,557	△1,258
使用料及び賃借料	19,121,443	14,615,623	4,505,820
修繕料	34,811,518	37,637,664	△2,826,146
原材料費	1,026,220	1,576,035	△549,815
負担金	1,204,998	688,379	516,619
食糧費	334,189	235,484	98,705
損害保険料	3,034,708	3,133,734	△99,026
公課費	24,767,867	24,856,515	△88,648
動力費	10,146,510	13,422,365	△3,275,855
交際費	69,231	69,190	41
賄材料費	2,496,218	2,285,535	210,683
広告料	585,327	588,329	△3,002
報償費	3,696,800	3,933,684	△236,884
備品費	1,208,630	2,079,534	△870,904
減価償却費	55,716,384	56,316,750	△600,366
総係費	102,210,711	83,030,040	19,180,671
給料	19,212,900	22,126,900	△2,914,000
手当	11,605,420	11,511,521	93,899
賃金	48,667,627	24,950,367	23,717,260
法定福利費	14,143,496	13,200,101	943,395
旅費	77,121	19,913	57,208
費用弁償	77,000	71,500	5,500
消耗品費	554,821	835,172	△280,351
燃料費	489,373	558,218	△68,845
印刷製本費	0	78,650	△78,650
通信運搬費	427,687	430,857	△3,170
委託料	3,557,341	5,662,543	△2,105,202
手数料	221,200	360,214	△139,014
使用料及び賃借料	1,446,627	947,667	498,960
修繕料	555,851	688,355	△132,504
負担金	66,234	26,075	40,159
食糧費	4,121	1,920	2,201
損害保険料	306,190	382,360	△76,170
公課費	148,580	275,487	△126,907

科 目	当年度	前年度	増 減
交際費	17,680	23,444	△5,764
福利厚生費	409,552	420,206	△10,654
報償費	39,600	22,500	17,100
報酬	182,290	192,500	△10,210
備品費	0	243,570	△243,570
指定管理終了施設精算分	3,800	0	3,800
退職給付引当金繰入額	21,443	0	21,443
経常費用計	820,754,548	811,116,749	9,637,799
評価損益等調整前当期経常増減額	△39,893,319	394,163,806	△434,057,125
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△39,893,319	394,163,806	△434,057,125
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度損益修正益	33,005	6,501	26,504
経常外収益計	33,005	6,501	26,504
(2) 経常外費用			
過年度損益修正損	560,115	1,749,503	△1,189,388
固定資産除却損	0	4	△4
経常外費用計	560,115	1,749,507	△1,189,392
当期経常外増減額	△527,110	△1,743,006	1,215,896
当期一般正味財産増減額	△40,420,429	392,420,800	△432,841,229
一般正味財産期首残高	409,437,728	17,016,928	392,420,800
一般正味財産期末残高	369,017,299	409,437,728	△40,420,429
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△29,821,230	△463,100,705	433,279,475
減価償却費(石川県補助金)	△1,254,049	△29,182,951	27,928,902
減価償却費(小松市補助金)	△20,992,125	△260,624,675	239,632,550
減価償却費(日本財団補助金)	△7,575,056	△173,293,079	165,718,023
当期指定正味財産増減額	△29,821,230	△463,100,705	433,279,475
指定正味財産期首残高	350,556,015	813,656,720	△463,100,705
指定正味財産期末残高	320,734,785	350,556,015	△29,821,230
III 正味財産期末残高	689,752,084	759,993,743	△70,241,659

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物・・・定額法によっている。

ただし、従来、減価償却を行なっていなかった固定資産については、新会計基準適用初年度(H18年度)の期首の帳簿価格を取得価格とみなし、適用初年度から実施することとした。

この減価償却を実施するに際して、適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職給与の要支給相当額を計上している。

小松総合体育館特別修繕引当金・・・今後発生する修繕に備え、相当額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	16,973,649	0	0	16,973,649
小 計	16,973,649	0	0	16,973,649
特定資産				
退職給付引当資産	46,627,057	21,443	0	46,648,500
児童クラブ運営費積立資産	27,626,000	5,100,000	4,285,000	28,441,000
小松総合体育館 特別修繕引当資産	21,000,000	488,598	9,000,000	12,488,598
管理運営費積立資産	40,719,000	37,123,000	24,911,000	52,931,000
その他固定資産				
建物	539,060,082	0	52,245,273	486,814,809
什器備品	4,242,230	671,000	1,290,328	3,622,902
車両運搬具	7,699,798	0	2,180,783	5,519,015
小 計	686,974,167	43,404,041	93,912,384	636,465,824
合 計	703,947,816	43,404,041	93,912,384	653,439,473

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	16,973,649	16,973,649	－	－
小 計	16,973,649	16,973,649	－	－
特定資産				
退職給付引当資産	46,648,500	－	46,648,500	－
児童クラブ運営費積立資産	28,441,000	－	28,441,000	－
小松総合体育館 特別修繕引当資産	12,488,598	－	12,488,598	－
管理運営費積立資産	52,931,000	－	52,931,000	－
その他固定資産				
建物	486,814,809	469,776,291	17,038,518	－
什器備品	3,622,902	－	3,622,902	－
車両運搬具	5,519,015	－	5,519,015	－
小 計	636,465,824	469,776,291	166,689,533	－
合 計	653,439,473	486,749,940	166,689,533	－

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建 物	1,532,046,960	1,045,232,151	486,814,809
什 器 備 品	25,711,409	22,088,507	3,622,902
車 両 運 搬 具	13,623,240	8,104,225	5,519,015

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
日本財団補助金	日本財団	76,706,921	0	7,575,056	69,131,865	指定正味財産
石川県補助金	石川県	10,817,049	0	1,254,049	9,563,000	指定正味財産
小松市補助金	小松市	246,058,396	0	20,992,125	225,066,271	指定正味財産
合計		333,582,366	0	29,821,230	303,761,136	

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)	小口現金	手元管理	運転資金として	1,091,220		
			小計	1,091,220		
	預金	普通預金 北國銀行 小松支店	運転資金として	82,238,833		
			小計	[82,238,833]		
	未収金		小松市受託料・補助金	71,319,829		
			使用料収益	6,214,860		
			受取手数料	801,751		
			雑収入	786,103		
			小計	[79,122,543]		
			貯蔵品		総係	9,813
					小松運動公園	486
					水泳プール	3,842
					小松総合体育館	1,280
					市民センター	5,920
	北部児童センター	1,062				
	大倉岳高原スキー場	9,726				
	航空プラザ	3,511				
	こまつドーム	1,205				
	稚松児童クラブ①	315				
	稚松児童クラブ②	1,953				
	東陵児童クラブ	547				
	西部児童センター	3,037				
	小松サン・アビリティーズ	1,568				
	木場潟スポーツ研修センター	614				
	こまつ曳山交流館	628				
		小計	[45,507]			
流動資産合計				162,498,103		

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(固定資産)				
基本財産	預金	定期預金 小松市農業協同組合本店		16,973,649
			小計	[16,973,649]
特定資産	退職給付引当資産	北國銀行 小松支店	職員退職給与相当額	46,648,500
	管理運営費積立金	北國銀行 小松支店	運転資金として	52,931,000
	児童クラブ運営費積立資産	北國銀行 小松支店		28,441,000
	小松総合体育館特別修繕引当資産	北國銀行 小松支店		12,488,598
			小計	[140,509,098]
その他固定資産	有形固定資産			
	建物			285,096,892
	電気設備			46,673,112
	空気調和設備			126,367,557
	給排水衛生設備			28,677,247
	下水道内宅設備			1
			小計	[486,814,809]
	什器備品	管理局他施設		3,622,902
	車両運搬具	同上		5,519,015
			小計	[9,141,917]
固定資産合計				653,439,473
資産合計				815,937,576
(流動負債)				
	未払金			
			賃金・法定福利費	15,632,021
			消耗品費	1,113,162
			備品費	204,050
			光熱水費	2,573,418
			委託料	27,863,630
			修繕料	4,495,731
			動力費	1,213,080
			公課費	6,192,438
			市委託料戻し	3,649,234

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
			その他	10,748,992
			小計	[73,685,756]
	預り金		社会保険料他	2,255,766
	前受金		市民センター	2,898,360
			こまつドーム	604,790
			小松サン・アビリティーズ	39,900
			木場潟スポーツ研修センター	4,320
			小松市芦城センター	44,600
			こまつ曳山交流館	3,500
			小計	[3,595,470]
流動負債合計				79,536,992
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員に対するもの	職員の退職金支払いに備えるもの	46,648,500
固定負債合計				46,648,500
負債合計				126,185,492
正味財産				689,752,084

令和7年度

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団予算

(総 則)

第1条 令和7年度公益財団法人小松市まちづくり市民財団の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	事 業 収 益	891,621千円
第 1 項	施設管理運営事業収益	738,379千円
第 2 項	スポーツ振興事業収益	27,283千円
第 3 項	地域活性化事業収益	29,949千円
第 4 項	文化交流事業収益	31,626千円
第 9 項	特定資産取崩収入	64,384千円
第 2 款	事 業 外 収 益	18,880千円
第 1 項	事 業 外 収 益	18,880千円

支 出

第 1 款	事 業 費	910,501千円
第 1 項	施設管理運営事業	813,840千円
第 2 項	スポーツ振興事業	27,283千円
第 3 項	地域活性化事業	33,851千円
第 4 項	文化交流事業	35,527千円

(理事会の議決を経なければ流用することができない経費)

第1条 次に掲げる経費については、それ以外の経費に流用する場合は理事会の議決を経なければならない。

(1)	職員給与費	85,486千円
-----	-------	----------

令和7年3月17日 提出

理 事 長 越 田 幸 宏

報告第12号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，株式会社こまつ賑わいセンターの経営状況を次のとおり報告する。

1 第27期 株式会社こまつ賑わいセンター決算

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

第27期における株式会社こまつ賑わいセンターの事業実績は次のとおりです。

1. 事業実績の概要

令和6年3月に北陸新幹線小松駅が開業し、小松市には世界とつながる小松空港とともに“2つの大きな交流拠点”ができ、さらなる国内外の交流拡大のチャンスが訪れています。小松駅高架下には小松市観光交流センター“Komatsu 九”が令和5年9月にオープンし、小松駅東地区においては令和7年10月に複合ビル“ウレシヤス小松”のオープンが予定されるなど、小松駅周辺は新たな賑わいと交流が広がっています。

このような状況の中、都市再生推進法人(令和4年3月指定)である当社は、小松市観光交流センター“Komatsu 九”の指定管理者として、施設を適正かつ効率的に管理運営するとともに、市の交流拠点、情報発信拠点として、観光案内所、物産販売店、カフェ、コワーキングエリア、ホール&ギャラリー等の機能を活かし、市民、団体や周辺施設とも連携し、訪れた人が小松に触れ、接するきっかけを創るなど、こまつ新交流ビジョンの実現に向けて取り組みました。

また、小松駅南ブロック複合ビル“「こまつアズスクエア」1階から3階部分の公立小松大学、カフェ、英会話教室への転貸の実施、休憩・交流スペース820ステーションの管理、令和2年度から4軒で実施している「町家の空き家活用(整備・転貸)」などを通じて引き続き駅周辺の賑わいづくりに努めました。

町家の空き家活用では、4軒のうち空き状態であった2軒の新たな活用を行いました(1軒は解消し3軒に集約)。なお、こまつアズスクエアの英会話教室 AEON が3月31日に移転退居したことにより、今後このエリアにふさわしい施設活用に取り組んでまいります。

オープン8年目となったカブッキーランドは、参加しやすいイベントや定期的な遊具の入れ替え、SNS発信に努めたことなどにより、市内利用者は令和元年度(コロナ禍前)の水準を上回り、入場者数全体では53,786人(対前年度比2,972人5.8%増)と令和元年度に対して78.5%に達しました。

クッキングスタジオでは、市内保育園年長児を対象にした「小松市こども食育教室」を開催し、延43園(対前年度同数)814人(対前年度比32人3.8%減：ランド入場者に含む)の園児が調理を通じて食育の大切さを体験しました。

ファミリーサポートセンター(市から受託)では産後サポートの期間を2か月から6か月に延長し支援拡大するとともに協力会員の登録拡大に努めました。

また、8月1日に市がカブッキーランド施設内に開設したこども預かりステーションと連携し子育て家庭の支援につなげました。

これらの事業活動の結果、カブッキーランドの売上げ13,813,051円(対前年度比655,695円5.8%増：税抜き)、初めて通年となったKomatsu 九の指定管理事業、他、当社全体の売上高は345,442,825円(同比10,539,063円、3.1%増)となりました。一方、販売費及び一般管理費は修繕引当金繰入3,000,000円(前年度5,000,000円)を含んで342,455,917円(同比9,491,960円2.9%増)となり、営業利益は2,986,908円(同比1,047,103円54.0%増)、経常利益は3,649,370円(同比1,427,808円64.3%増)となりました。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部

1. 流動資産

(1) 現金	305,500
(2) 預金	66,579,072
(3) 前払家賃	19,529,752
(4) 未収還付法人税等	16,700
(5) 未収入金	17,702,165
(6) 前払金	20,500

流動資産合計

104,153,689

2. 固定資産

(有形固定資産)

(1) 建 物	128,950,258
(2) 建物附属設備	152,025,837
(3) 工具器具備品	4

(無形固定資産)

(1) ソフトウェア	<u>59,417</u>
------------	---------------

(投資その他の資産)

(1) 敷金	<u>57,671,220</u>
--------	-------------------

固定資産合計

338,706,736

資産合計

442,860,425

負 債 の 部

3. 流動負債

(1) 未払金	8,184,432
(2) 未払法人税等	289,500
(3) 預り金	744,526
(4) 前受家賃	17,984,765
(5) 未払消費税等	3,000,300
(6) 前受金	2,678,500

流動負債合計

32,882,023

4. 固定負債

(1) 長期借入金	350,237,589
(2) 預り保証金	14,774,760
(3) 退職給付引当金	3,000,000
(4) 修繕引当金	14,800,000

固定負債合計

382,812,349

負債合計

415,694,372

	純 資 産 の 部	
5. 株主資本		
資 本 金	17,050,000	
(利益剰余金)		
その他利益剰余金	12,616,053	
繰越利益剰余金	12,616,053	
自己株式	△ 2,500,000	
純資産合計		<u>27,166,053</u>
負債・純資産合計		<u>442,860,425</u>

損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1. 売上高

(1) カブッキーランド売上	13,813,051
(2) 補助金収入	22,102,609
(3) 家賃収入	250,855,716
(4) 受託収入	43,606,585
(5) コワーキング売上	6,134,809
(6) ナイン家賃収入	8,275,490
(7) ナイン売上	654,565

345,442,825

売上総利益金額

345,442,825

2. 販売費及び一般管理費

(1) 役員報酬	3,968,948
(2) 給料	36,805,486
(3) 法定福利費	4,999,202
(4) 福利厚生費	142,090
(5) 委託費	30,732,061
(6) 通信費	753,774
(7) 交際費	3,000
(8) 減価償却費	24,975,355
(9) 賃借料	565,560
(10) 支払保険料	293,115
(11) 修繕費	1,095,920
(12) 水道光熱費	8,360,838
(13) イベント費	1,124,520
(14) 消耗品費	2,712,416
(15) 租税公課	2,629,969
(16) 支払報酬	68,729
(17) 広告宣伝費	377,943
(18) 支払手数料	539,087
(19) 旅費交通費	48,273
(20) 会議費	43,918
(21) 使用料	1,844,296
(22) 支払家賃	216,552,300
(23) 負担金	97,000
(24) 修繕引当金繰入	3,000,000
(25) 材料費	722,117

342,455,917

営業利益金額

2,986,908

営業外収益

(1) 受取利息	47,504
(2) 雑収入	<u>1,527,032</u>

1,574,536

営業外費用			
（１）支払利息割引料	<u>912,074</u>	<u>912,074</u>	
営業外利益金額			<u>662,462</u>
経常利益金額			<u>3,649,370</u>
特別損失			
（１）固定資産除却損	<u>2,146,101</u>		<u>2,146,101</u>
税引前当期純利益金額			1,503,269
法人税, 住民税及び事業税			<u>1,077,500</u>
当期純利益金額			<u>425,769</u>

剰余金計算書

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：円)

1. 利益剰余金		
(1) 前年度末残高	12, 190, 284	
(2) 当期変動額	425, 769	
(3) 当年度末残高		<u>12, 616, 053</u>

剰余金処分計算書

(単位：円)

1. 当年度末処分利益剰余金	12, 616, 053
2. 利益剰余金処分額	<u>0</u>
3. 翌年度繰越利益剰余金	<u>12, 616, 053</u>

株主資本等変動計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他の利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	17,050,000	12,190,284	12,190,284	△2,500,000	26,740,284	26,740,284
当期変動額	0	425,769	425,769		425,769	425,769
当期純利益		425,769				
当期末残高	17,050,000	12,616,053	12,616,053	△2,500,000	27,166,053	27,166,053

財務諸表に対する注記

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、法人税法に基づく減価償却の方法を適用しています。

(2) 計算書類作成のための重要な事項

①リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

②消費税の会計処理

消費税等の会計は、税抜き方式によっています。

3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 減価償却累計額の金額

減価償却累計額 134,215,853 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済み株式の数

前期末株式数(発行済普通株式) 341 株

当期増加株式数(発行済普通株式)

当期減少株式数(発行済普通株式)

当期末株式数(発行済普通株式) 341 株

前期末株式数(発行済優先株式)

当期増加株式数(発行済優先株式)

当期減少株式数(発行済優先株式)

当期末株式数(発行済優先株式)

(2) 自己株式の数

前期末株式数 50 株

当期増加株式数

当期減少株式数

当期末株式数 50 株

第 2 7 期 財 産 目 録

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資産の部	摘 要	金 額
<u>1. 流動資産</u>		<u>104,153,689</u>
(1) 現金預金		66,884,572
ア. 現 金	カブッキーランド, 会社小口	305,500
イ. 預 金	決済用普通預金 (期末現在高)	66,579,072
	北國銀行 小松中央支店	1,933,314
	北國銀行 小松中央支店	1,592,024
	北國銀行 小松中央支店	1,101,815
	北國銀行 小松中央支店	5,147,807
	普通預金	39,703,347
	北國銀行 小松中央支店	22,943,009
	北國銀行 小松中央支店	16,526,173
	北國銀行 小松支店	234,165
	定期預金	17,100,765
	はくさん信用金庫小松中央支店	5,020,568
	北國銀行 小松中央支店	5,028,521
	北國銀行 小松支店	7,051,676
(2) 前払家賃	前払家賃 (令和 7 年 4 月分)	19,529,752
(3) 未収還付法人税等	事業税, 特別法人事業税 予定納税還付	16,700
(4) 未収入金	受託料 (820 ステーション, 小松市観光交流センター)	1,184,765
	補助金 (小松市すくすくパス事業, 運営実行委員会負担金, 賑わいセンター運営事業)	11,442,609
	その他 (カブッキーランド売上 (クレジット, 電子マネー等), 自販機売上手数料)	2,907,233
	その他 (Komatsu 九_コワーキング 売上, テント売上)	2,167,558
(5) 前払金	予約システム使用料・保守料 (4 月分)	20,500
<u>2. 固定資産</u>		<u>338,706,736</u>
(1) 有形固定資産	建物 (大学内装工事, まち家改修工事)	128,950,258
	建物附属設備 (大学 (電気, 空調, 給排水), カブッキーランド倉庫換気, 1 階自動ドア増設)	152,025,837
	工具器具備品 (ノートパソコン他)	4
(2) 無形固定資産	ソフトウェア (会計ソフト)	59,417
(3) 投資その他の資産	敷金 (青山ライフプロモーション)	57,671,220
資産合計		442,860,425

負債の部	摘 要	金 額
<u>1. 流動負債</u>		<u>32,882,023</u>
(1) 未払金	給料, 役員報酬 (令和7年3月分) 2,383,962 委託料 (820, カブッキーランド, 観光交流センター) 4,447,317 その他 (法定福利費, 水道光熱費, 他) 1,353,153	8,184,432
(2) 未払法人税等	法人税・市民税 289,500	289,500
(3) 預り金	ファミサポ受託収入返金分, Komatsu 九ギャラリー返金分 578,895 職員源泉所得税, // 住民税, 165,631	744,526
(4) 前受家賃	家賃 (小松大学, Hif リゾート(株), 佛子園) 17,984,765	17,984,765
(5) 未払消費税等	消費税 3,000,300	3,000,300
(6) 前受金	解約金 (イーオン) 2,678,500	2,678,500
<u>2. 固定負債</u>		<u>382,812,349</u>
(1) 長期借入金	北國銀行 小松支店 350,237,589	350,237,589
(2) 預り保証金	敷金 (Hif リゾート, AEON, グレイス) 14,774,760	14,774,760
(3) 退職給付引当金	3,000,000	3,000,000
(4) 修繕引当金	14,800,000	14,800,000
負債合計		415,694,372
純資産の部	摘 要	金 額
<u>1. 株主資本</u>		<u>27,166,053</u>
(1) 資本金		17,050,000
(2) 利益剰余金		12,616,053
(3) 自己株式		△ 2,500,000
純資産合計		27,166,053
負債・純資産合計		442,860,425

2 第 28 期 株式会社こまつ賑わいセンター事業計画

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

(株)こまつ賑わいセンターの事業展開の考え方

(これまでの事業展開)

(株)こまつ賑わいセンターは、平成 10 年の法人設立以降、中心商店街をはじめとした商業の活性化に向けた事業を実施してきました。平成 29 年 10 月からは小松駅南ブロック複合ビル「こまつアズスクエア」の 1 階から 3 階の賃貸借事業、同年 12 月からはカブッキーランド運営事業、令和 2 年からはクラウドファンディングを活用した町家の再生事業など、施設の賃貸借や管理運営、子育て支援サービスなど、時代のニーズに合わせた事業を展開してきています。

令和 4 年 3 月には、小松市より都市再生特別措置法に基づく「都市再生推進法人」の指定を受け、小松駅周辺のまちなか再生に向けた官民連携による事業を展開しています。

その取り組みの一環として、令和 5 年 9 月からは、北陸新幹線小松駅開業に向けた小松市観光交流センター「Komatsu 九」の指定管理事業を担い、J R 西日本不動産開発(株)の施設との共同運営は、「地方都市における駅の新たな価値を創出する試み」として高い評価を受け、2024 年度グッドデザイン賞を受賞しています。

(今後の事業展開の考え方)

令和 6 年 3 月の北陸新幹線県内全線開業により、小松駅周辺ではまちなかでの飲食店の新規開店等も相まって、首都圏からの来訪者を中心に人流が増加しています。また、本年 10 月に竣工予定の小松駅東地区複合ビル「ウレシヤス小松」をはじめ、ホテルやマンションの建設などの民間投資が誘発され、都市機能の集積がさらに進むこととなり、小松空港の立地も活かした国内外との交流拡大が期待されます。

この状況の中、当社は、行政の補完的な立場で地域再生取り組む「都市再生推進法人」としての役割をより一層明確にし、「まちづくりのコーディネーター」及び「まちづくり活動の推進主体」としての役割を果たしてまいります。

そのため、「まちなか再生に向けたエリアマネジメントの推進」を重点的なテーマとし、小松駅を中心としたまちなかエリアにおいて、幅広い多様な主体との連携により、「賑わいづくり」「コミュニティづくり」「情報発信」「公共施設・公共空間の運営・維持管理」「民間施設の利活用促進」など、エリア価値をさらに高める活動を展開してまいります。

1. 事業計画

重点的なテーマ「まちなか再生に向けたエリアマネジメントの推進」のもと、新たな「共創プラットフォーム・マネジメント」や建物賃貸借事業を拡大した「ファシリティ・マネジメント」、従来の「子育て支援サービス」の3つの事業分野について、業務の効率化を図りながら、経営の安定化に向けた取り組みを進めていきます。

(1) 共創プラットフォーム・マネジメント **新規**

①Komatsu九を核とした賑わい創出と情報発信

小松駅周辺では、北陸新幹線開業により、民間事業者や団体が中心となった賑わい創出や地域交流を目的とした様々な事業が企画・実施され、人流の増加につながっています。

当社は、Komatsu 九の指定管理者として、施設の利活用を含めた駅周辺の賑わいづくりと情報発信・交流をサポートします。

○「ギャラリー&イベントエリア」や駅東西広場などを活用した民間主体のイベント創出や情報発信を支援

○ギャラリーは、南砺市や越前市との交流を通じた北陸の伝統工芸の情報発信拠点であり、その一環として市からの委託を受け、大阪・関西万博共同出展を支援

※大阪・関西万博共同出展：伝統工芸「九谷焼」の魅力を発信（5月に中部4都市、7月に南砺市と共同出展）

②こまつアズスクエアでの産官学交流・共創の場づくり **新規**

小松駅周辺は、世界的建設機械メーカー「コマツ」の研修センタや公立小松大学などが立地し、Komatsu 九のコワーキングエリアでは、フリーランス系の交流・共創の場や起業家育成を支援する Komatsu スタートアップラボなどに利用されています。

さらに、小松駅東地区複合ビルには、北陸電力グループのオフィスフロアをはじめ、市が企業を募集する貸オフィスフロア、大学フロアなどが整備され、小松駅周辺は、交流を通じたイノベーションの創発や新産業創出のエリアとして発展が期待されます。

当社が賃貸借事業を行っている小松駅南ブロックの複合ビル「こまつアズスクエア」1階のテナント跡地については、こうしたエリア特性を踏まえ、企業・大学生を中心とした「産官学交流・共創」の場として、対象フロアの一部にインキュベーション機能の導入・整備を自主事業として行います。残りのフロア部分については、次項のファシリティ・マネジメントにおける賃貸借事業に記載のとおり、エリアに不足している「学食・社食機能」を持つ民間事業者への賃貸を行うとともに、相互連携を図ります。

○インキュベーションブースの整備と企業誘致（8社程度）

○アントレプレナーシップ醸成に向けた産官学連携プログラムの実践

- ※インキュベーションブース：サテライトオフィス機能としての活用やプロジェクトの実験的な活動を行うビジネスラボ機能としての活用
- ※アントレプレナーシップ：新しい事業を創造しリスクに挑戦する姿勢。イノベーションをもたらす新しい価値を生み出す思考・行動要素。

③共創プラットフォーム「こまつリビングラボ」の運営 **新規**

小松市では、令和12年（2030）年の開館を目指し、図書館や博物館、市民交流、カフェなど多面的機能を有する「未来型図書館」プロジェクトが進められています。対話による共創のプロセスを重視し、市民や事業者、大学、行政等が参画した対話と活動の場「こまつリビングラボ」を通じて、未来型図書館での活動や体験を共に考えています。

その中で、こまつリビングラボは、人・情報・活動をつなぐ共創の場として、未来型図書館の中心的機能となるとともに、立地場所である芦城公園から小松駅へとつながるエリアの人流・回遊性向上などエリア価値を高める方策を共に考える場へと発展していくことを目指しており、持続的な運営体制のあり方が課題となっています。

当社は、都市再生推進法人として、民間事業者等とのネットワークを活かした「まちづくりのコーディネーター」としての機能を強化し、共創のプラットフォーム「こまつリビングラボ」の中心的組織としての役割を担うべく、市から委託を受け、持続的な運営スキームの構築等に取り組めます。

○こまつリビングラボの持続的な運営スキームの構築

○対話による共創プロジェクトの組立と実践を支援

※リビングラボ：企業や行政、大学、市民といった多様な立場の人が参画し、対話を通じて新しくものごとを共に創り上げていく仕組みを考えたり、実践する場であり、みんなで未来をつくる場。

(2) ファシリティ・マネジメント

①K o m a t s u 九の指定管理事業

「コワーキングエリア」「スーベニア&カフェエリア」の来客者・利用者、売上の向上に向け、委託事業者・テナントとの連携強化を図るとともに、令和8年度からの指定管理更新を目指します。

②こまつアズスクエア賃貸借事業

アズスクエア1階から3階フロアの維持管理を適切に行うとともに、1階のテナント跡地については、対象フロアの一部に小松駅周辺エリアで不足している「学食・社食機能」の導入に向け、運営を担う民間事業者の誘致・賃貸を行うとともに、残りのフロア部分に自主事業として導入・整備するインキュベーション機能との相互連携を図ります。

○民間事業者の誘致・賃貸による学食・社食機能（飲食サービス）の提供

○学食・社食機能とインキュベーション機能との相互連携による空間の有効活用

③まちなかりーシングへの調査 **新規**

共創プラットフォームにおける共創プロジェクトの一環として、駅前商店街や地域の不動産会社との対話を通じて、**町家や店舗などの利活用に係るニーズを調査**します。

(3) 子育て支援サービス

①カブッキーランド運営

自主事業である「カブッキーランド運営事業」については、利用者数・売上金額とも前年度比微増の状況となっています。引き続き、「すくすくひろば」での親子交流イベントやこどもが楽しめる企画の実施、市内こども園を対象とした「市こども食育教室」の開催など、子育て支援の充実と利用促進を図っていきます。

また、運営の効率化への改善として、**受付・レジ対応におけるＩＣＴ技術の活用**を進めるとともに、利用者サービスの向上について情報発信を行っていきます。

②ファミリーサポートセンター運営

引き続き、産前産後サポートなど家事・育児支援の充実、協力会員の募集など情報発信について、市や関係機関と連携を図っていきます。

③こども預かりサービスステーションとの連携

北陸新幹線開業を踏まえた利用促進のため、サービス内容の情報発信等について、市や運営事業者と連携を図っていきます。

(4) 新たな運営体制

事業計画を効果的・効率的に推進していく上で、代表取締役の統括マネジメントのもと、事業計画に沿った組織体制へと再編するとともに、共創プラットフォームなどを通じた民間事業者との協働・連携を図る。

○エリアマネジメント推進チーム

- ・共創ＰＦ・マネジメント担当
- ・ファシリティ・マネジメント担当

○子育て支援サービスチーム

- ・カブッキーランド運営
- ・ファミリーサポートセンター運営

3 第28期 株式会社こまつ賑わいセンター予算

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(総 則)

第1条 第28期 株式会社こまつ賑わいセンターの予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	営業収益	406,710 千円
第1項	営業収益	405,710 千円
第2項	営業外収益	1,000 千円

支 出

第1款	営業費用	404,450 千円
第1項	営業費用	403,550 千円
第2項	営業外費用	900 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的収入	0 千円
第1項	借入金	0 千円

支 出

第1款	資本的支出	19,502 千円
第1項	借入金償還金	19,502 千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の額は、30,000千円と定める。